居宅介護サービス事業等の手引き

Ⅷ　福祉用具貸与・販売

平成２７年６月

島根県高齢者福祉課

〔平成２７年度報酬改定反映版〕

［注意事項］

〇介護予防サービスについては、居宅介護サービスと同趣旨の場合、記載を省略した事項があります。

〇掲載した「Ｑ＆Ａ」は一部ですので、この手引きに記載されていないものは、厚生労働省のホームページ（介護サービス関係Ｑ＆Ａ）でご確認ください。

〇介護保険は、制度に関する通知等が多く出ますので、県ホームページ等で最新情報を確認してください。

Ａ　指定基準編 ＿＿＿

(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売

A　指定基準編

基準条例の性格 2

１．基本方針 3
２．人員基準 6
３．設備基準 11
４．運営基準 13
［１］内容及び手続の説明及び同意 14
［２］提供拒否の禁止 15
［３］サービス提供困難時の対応 15
［４］受給資格等の確認 16
［５］要介護認定等の申請に係る援助 16
［６］心身の状況等の把握 17
［７］居宅介護支援事業者等との連携 17
［８］法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 18
［９］居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供 19
[10]居宅サービス計画等の変更の援助 19
[11]身分を証する書類の携行 20
[12]サービスの提供の記録 21
[13]利用料等の受領〔福祉用具貸与〕 22
[14]保険給付の請求のための証明書の交付〔福祉用具貸与〕 25
[15]販売費用の額等の受領〔福祉用具販売〕 26
[16]保険給付の申請に必要となる書類等の交付〔福祉用具販売〕 28
[17]指定福祉用具貸与等の基本取扱方針 29
[18]指定福祉用具貸与等の具体的取扱方針 30
[19]福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成 33
[20]介護予防福祉用具貸与計画・特定介護予防福祉用具販売計画の作成 36
[21]利用者に関する市町村への通知 42
[22]管理者の責務 43
[23]運営規程 43
[24]勤務体制の確保等 46
[25]適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上 47
[26]福祉用具の取扱種目 47
[27]衛生管理等 48
[28]掲示及び目録の備え付け 50
[29]秘密保持等 51
[30]広告 52
[31]居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止 52
[32]苦情処理 53
[33]地域との連携 55
[34]事故発生時の対応 56
[35]会計の区分 57
[36]記録の整備 58

基準条例の性格

1　基準条例は、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

2　指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、

①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、

②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、

③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令する

ことができるものであること。

また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。

ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

①　次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

ア　指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき

イ　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき

②　利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

③　その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

3　運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。

4　特に、居宅サービス及び介護予防サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応することとする。

１．基本方針

◎指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（特定福祉用具）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与（特定福祉用具を販売）することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

◎指定介護予防福祉用具貸与（指定特定介護予防福祉用具販売）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（特定介護予防福祉用具）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与（特定介護予防福祉用具を販売）することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図る（利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す）ものでなければならない。

※上記（　）内は、福祉用具販売について

基準条例	解釈通知
第13章　福祉用具貸与 **第１節　基本方針** **（基本方針）** **第249条** 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第８条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。 **第13章　介護予防福祉用具貸与** **第１節　基本方針** **第238条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第８条の２第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。	
第14章　特定福祉用具販売 **第１節　基本方針** **（基本方針）** **第266条** 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第８条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。 **第14章　特定介護予防福祉用具販売** **第１節　基本方針** **第255条** 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第８条の２第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	

居宅基準条例　島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第64号）

予防基準条例　島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号）

解釈通知　指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準を定める条例について（平成24年12月21日高第987号）

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の定義

【介護保険法（抄）】

第８条

12　この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。次項並びに次条第12項及び第13項において同じ。）のうち厚生労働大臣が定めるもの［→H11告示93号(貸与告示)］の政令で定めるところ［→①］により行われる貸与をいう。

13　この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの［→H11告示94号(購入告示)］（以下「特定福祉用具」という。）の政令で定めるところ［→①］により行われる販売をいう。

第８条の２

12　この法律において「介護予防福祉用具貸与」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの［→H11告示93号(貸与告示)］の政令で定めるところ［→①］により行われる貸与をいう。

13　この法律において「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの［→H11告示94号(購入告示)］（以下「特定介護予防福祉用具」という。）の政令で定めるところ［→①］により行われる販売をいう。

居宅要介護者・居宅要支援者＝要介護者・要支援者であって、居宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームにおける居室を含む。）において介護を受けるもの（法第８条第２項・法第８条の２第２項、規則第４条）

介護保険法施行令

①（福祉用具の貸与の方法等）

第４条　法第８条第12項若しくは第13項又は法第８条の２第12項若しくは第13項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者（法第８条第２項に規定する居宅要介護者をいう。）又は居宅要支援者（法第８条の２第２項に規定する居宅要支援者をいう。）が福祉用具（法第８条第12項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。）を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び第４項において「福祉用具専門相談員」という。）から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。

一～十　略（後述）

２．人員基準

必要な職種	資格要件	配置要件
管　理　者	（資格要件なし）	・常勤であること（同一敷地内の場合は、管理業務に支障のない範囲で他事業所等と兼務可）
福祉用具専門相談員	・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・義肢装具士 ・福祉用具専門相談員指定講習修了者	・事業所ごとに、常勤換算方法で２以上確保すること（当該事業所の管理者とは兼務可） ・平成２７年４月１日の時点で養成研修修了者であるものについては、平成２８年３月３１日までの間においては福祉用具専門相談員として従事することが可能

人員基準関係の用語

「常勤」

・当該事業所における勤務時間が、就業規則等で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数に達していることをいう。

・同一の事業者によって併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えない場合は、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。

※常勤の従業者の勤務時間数（32時間未満の場合は32時間を基本）

就業規則がある場合→就業規則に定められている常勤の従業者の勤務時間数

就業規則がない場合→常勤の従業者の雇用契約書等に記載された勤務時間数

※常勤・非常勤の区別は、勤務時間数によるものであって、正社員・パートかどうかで区別するものではない

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能

「専ら従事する（専従）」

・原則として、当該従業者の当該事業所における勤務時間を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない

「常勤換算方法」

・当該事業所の従業者の員数を、常勤の従業者の員数に換算する方法である

$$\text{常勤換算数（小数点第2位以下を切捨て）} = \frac{\text{当該事業所の従業者の１週間の勤務延時間数}}{\text{当該事業所において常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数}}$$

・勤務延時間数には、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間のみを算入すること

基準条例	解釈通知
第２節　人員に関する基準 **（福祉用具専門相談員の員数）** **第250条** 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。 **２**　指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ⑴　指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準第266条第１項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）　指定介護予防サービス等条例第239条第１項 ⑵　指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準第282条第１項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）　指定介護予防サービス等条例第256条第１項 ⑶　指定特定福祉用具販売事業者　第267条第１項	**１　人員に関する基準** **（１）福祉用具専門相談員に関する事項**（居宅基準条例第250条） ①　福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第４条第１項において定められているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が政令第４条第１項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。 ②　また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第18条第２項各号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を県知事に申し出るものとする。 ③　指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防特定福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りるものである。
予防基準条例239条＝同旨	
【販売】居宅基準条例267条・予防基準条例256条＝同旨	

介護保険法施行令第４条第１項
（福祉用具の貸与の方法等）
第４条　法第８条第12項若しくは第13項又は法第８条の２第10項若しくは第11項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者（法第８条第２項に規定する居宅要介護者をいう。）又は居宅要支援者（法第８条の２第２項に規定する居宅要支援者をいう。）が福祉用具（法第８条第12項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。）を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び第４項において「福祉用具専門相談員」という。）から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。
一　保健師
二　看護師
三　准看護師
四　理学療法士
五　作業療法士
六　社会福祉士

七　介護福祉士
八　義肢装具士
九　福祉用具専門相談員に関する講習であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するもの（以下この項及び第３項において「福祉用具専門相談員指定講習事業者」という。）により行われる当該講習（以下この項及び次項において「福祉用具専門相談員指定講習」という。）の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者

基準条例	解釈通知
（管理者） **第251条**　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	**（２）管理者**（居宅基準条例第251条） 訪問介護の場合と同趣旨であるため、第３の一[＝訪問介護]の１の(３)を参照されたい。 ┌ 第３の一の１の(３) ──────┐ 指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。 ①　当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 ②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。） └ ──────┘
予防基準条例240条＝同旨	
【販売】居宅基準条例268条・予防基準条例257条＝同旨	

基準条例	解釈通知
（用語の定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴～⑹　略 ⑺　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	**２　用語の定義** 基準条例第２条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準条例中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。 **（１）「常勤換算方法」** 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 **（２）「勤務延時間数」** 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 **（３）「常勤」** 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能とする。また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 **（４）「専ら従事する」「専ら提供に当たる」** 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時

	間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。
予防基準条例第２条＝同旨	

〔運営基準等に関するＱ＆Ａ(H14.3.28)〕

【Ｉ】　常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

（答）　常勤換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第２条第８号等）であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む））として明確に位置づけられている時間の合計数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第2－2－(2)等）。

以上から、非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2－2－(3)における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間についてはその期間が暦月で１月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

３．設備基準

◎事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与・販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

◎福祉用具貸与では、福祉用具の保管・消毒のために必要な設備及び器材を置かなければならない。（保管・消毒等を他の事業者に行わせる場合は不要）

必要な広さの区画		・利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
その他の設備・備品等		・他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、双方の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる
貸与の場合	福祉用具の保管のために必要な設備	・清潔であること。
	福祉用具の消毒のために必要な器材	・既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。（保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていること） ・当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

基準条例	解釈通知
第３節　設備に関する基準 **（設備及び備品等）** **第252条** 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第260条第３項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。 ２　前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。 ⑴　福祉用具の保管のために必要な設備 ア　清潔であること。 イ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 ⑵　福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 ３　指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第241条第１項及び第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	**２　設備に関する基準** （１）居宅基準条例第252条第１項に規定する必要な広さの区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 （２）指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 （３）同条第２項第１号イは、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものである。 （４）同条第２項第２号に定める福祉用具の消毒のために必要な器材とは、居宅基準条例第260条第２項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要な器材をいう。
予防基準条例241条＝同旨	
【販売】 **（設備及び備品等）** **第269条** 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 ２　指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準第281条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第258条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	（１）居宅基準条例第269条に規定する必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 （２）指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。
予防基準条例258条＝同旨	

４．運営基準

	項　　目		福祉用具貸与		特定福祉用具販売	
			居宅基準	予防基準	居宅基準	予防基準
1	内容及び手続の説明及び同意		＊ ９条	＊ ９条	＊ ９条	＊ ９条
2	提供拒否の禁止		＊ 10条	＊ 10条	＊ 10条	＊ 10条
3	サービス提供困難時の対応		＊ 11条	＊ 11条	＊ 11条	＊ 11条
4	受給資格等の確認		＊ 12条	＊ 12条	＊ 12条	＊ 12条
5	要介護認定等の申請に係る援助		＊ 13条	＊ 13条	＊ 13条	＊ 13条
6	心身の状況等の把握		＊ 14条	＊ 14条	＊ 14条	＊ 14条
7	居宅介護支援事業者等との連携		＊ 15条	＊ 15条	＊ 15条	＊ 15条
8	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		＊ 16条	＊ 16条	―	―
9	居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供		＊ 17条	＊ 17条	＊ 17条	＊ 17条
10	居宅サービス計画等の変更の援助		＊ 18条	＊ 18条	＊ 18条	＊ 18条
11	身分を証する書類の携行		＊ 19条	＊ 19条	＊ 19条	＊ 19条
12	サービスの提供の記録		＊ 20条	＊ 20条	270条	259条
13	貸与	利用料等の受領	253条	242条	―	―
14		保険給付の請求のための証明書の交付	＊ 22条	＊ 22条	―	―
15	販売	販売費用の額等の受領	―	―	271条	260条
16		保険給付の申請に必要となる書類等の交付	―	―	272条	261条
17	指定福祉用具貸与等の基本取扱方針		254条	250条	*254条	264条
18	指定福祉用具貸与等の具体的取扱方針		255条	251条	273条	265条
19	福祉用具貸与計画等の作成		256条	252条	―	―
20	介護予防福祉用具貸与計画等の作成		―	―	274条	266条
21	利用者に関する市町村への通知		＊ 27条	＊ 24条	＊ 27条	＊ 24条
22	管理者の責務		＊ 56条	＊ 54条	＊ 56条	＊ 54条
23	運営規程		257条	243条	*257条	*243条
24	勤務体制の確保等		*108条	*103条	*108条	*103条
25	適切な研修の機会の確保・福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上		258条	244条	*258条	*244条
26	福祉用具の取扱種目		259条	245条	*259条	*245条
27	衛生管理等		260条	246条	＊ 33条	＊ 30条
28	掲示及び目録の備え付け		261条	247条	*261条	*247条
29	秘密保持等		＊ 35条	＊ 32条	＊ 35条	＊ 32条
30	広告		＊ 36条	＊ 33条	＊ 36条	＊ 33条
31	居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止		＊ 37条	＊ 34条	＊ 37条	＊ 34条
32	苦情処理		＊ 38条	＊ 35条	＊ 38条	＊ 35条
33	地域との連携		＊ 39条	＊ 36条	＊ 39条	＊ 36条
34	事故発生時の対応		＊ 40条	＊ 37条	＊ 40条	＊ 37条
35	会計の区分		＊ 41条	＊ 38条	＊ 41条	＊ 38条
36	記録の整備		262条	248条	275条	262条

（*）福祉用具貸与：居宅基準条例263条・予防基準条例249条による準用
　　福祉用具販売：居宅基準条例276条・予防基準条例263条による準用

1 内容及び手続きの説明と同意

◎サービス提供の開始に際しては、利用申込者又は家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して十分説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ること。

〔重要事項説明書に記載すべき事項〕

①運営規程の概要
②福祉用具専門相談員の勤務体制
③事故発生時の対応
④苦情処理の体制
⑤その他（秘密保持、衛生管理、緊急時の対応など）

※分かりやすい説明書やパンフレット等を交付して、懇切丁寧な説明を行うこと
※利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面による同意を得ることが望ましい

サービス提供に際しての留意点

①利用申込者又は家族に対する重要事項説明書による説明
↓
②重要事項説明書についての同意［重要事項説明書］
↓
③利用者（又は代理人）と事業者との契約［契約書］
↓
④利用者及び家族からの個人情報の利用の同意［同意書］（基準条例35条３項）

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
第４節　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第９条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第257条に規定する運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 ２　指定福祉用具貸与事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ＜以下略（電磁的方法部分）＞	３　運営に関する基準 （１）内容及び手続の説明及び同意 居宅基準条例第９条は、指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定福祉用具貸与事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定福祉用具貸与事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定福祉用具貸与の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。
予防基準条例９条＝同旨	
【販売】居宅基準条例９条・予防基準条例９条を準用	

2 提供拒否の禁止

◎正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。

〔正当な理由〕
①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

※特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否しないこと

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（提供拒否の禁止） 第10条　指定福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定福祉用具貸与の提供を拒んではならない。	（2）提供拒否の禁止 居宅基準条例第10条は、指定福祉用具貸与事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。<中略>提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合である。
予防基準条例10条＝同旨	
【販売】居宅基準条例10条・予防基準条例10条を準用	

3 サービス提供困難時の対応

◎利用申込者に対し自ら適切なサービス提供が困難な場合は、必要な措置（居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介など）を速やかに講じること。

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（サービス提供困難時の対応） 第11条　指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	（3）サービス提供困難時の対応 指定福祉用具貸与事業者は、居宅基準条例第10条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準条例第11条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。
予防基準条例11条＝同旨	
【販売】居宅基準条例11条・予防基準条例11条を準用	

4 受給資格等の確認

◎利用者の被保険者証により、①被保険者資格、②要介護認定（要支援認定）の有無、③要介護認定（要支援認定）の有効期間等を確認すること。

◎被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮したサービス提供に努めること。

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（受給資格等の確認） 第12条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 2　指定福祉用具貸与事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第２項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定福祉用具貸与を提供するように努めなければならない。	（４）受給資格等の確認 ①　居宅基準条例第12条第１項は、指定福祉用具貸与の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。 ②　同条第２項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定福祉用具貸与事業者は、これに配慮して指定福祉用具貸与を提供するように努めるべきことを規定したものである。
予防基準条例12条＝同旨	
【販売】居宅基準条例12条・予防基準条例12条を準用	

5 要介護認定等の申請に係る援助

◎サービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、必要に応じて申請の援助を行うこと。

◎居宅介護支援事業者等を利用していない利用者については、有効期間満了日の３０日前までに更新申請が行われるよう、必要に応じて援助を行うこと。

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（要介護認定の申請に係る援助） 第13条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2　指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	（５）要介護認定の申請に係る援助 ①　居宅基準条例第13条第１項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定福祉用具貸与の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。 ②　同条第２項は、要介護認定の有効期間が原則として６か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
予防基準条例13条（要支援認定の申請に係る援助）＝同旨	
【販売】居宅基準条例13条・予防基準条例13条を準用	

6 心身の状況等の把握

◎サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況やその置かれている環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況等を把握するよう努めること。

基準条例［準用］	解釈通知
（心身の状況等の把握） **第14条**　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	
予防基準条例14条＝同旨	
【販売】居宅基準条例14条・予防基準条例14条を準用	

7 居宅介護支援事業者等との連携

◎サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者や保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

◎サービス提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

基準条例［準用］	解釈通知
（居宅介護支援事業者等との連携） **第15条**　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
予防基準条例15条（介護予防支援事業者等との連携）＝同旨	
【販売】居宅基準条例15条・予防基準条例15条を準用	

8 法定代理受領サービスの提供をうけるための援助〔福祉用具貸与〕

◎法定代理受領の手続きをとっていない利用申込者に対しては、その手続きを説明するなど必要な援助を行うこと。

◎介護予防サービスでは、支給手続きをとっていない利用申込者に対して、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により支給を受けることができる旨を説明するなど必要な援助を行うこと。

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助） 第16条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。	（６）法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 居宅基準条例第16条は、施行規則第64条第１号イ又はロに該当する利用者は、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、施行規則第64条第１号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
予防基準条例16条＝同旨	

法定代理受領（現物給付）

- 法定代理受領とは、法律の規定により、本来被保険者に支払われる保険給付を、法定の要件を満たした場合に事業者に支払う方法
- 利用者は、費用の全額を一端支払ってから保険給付を受けるのではなく、自己負担額を支払うのみでサービスが利用可能
- 居宅介護サービス費の支給では、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ている場合などが法定代理受領の要件（施行規則第64条）
- なお、特定福祉用具購入費・住宅改修費の支給については、法定代理受領は認められていない（償還払い）

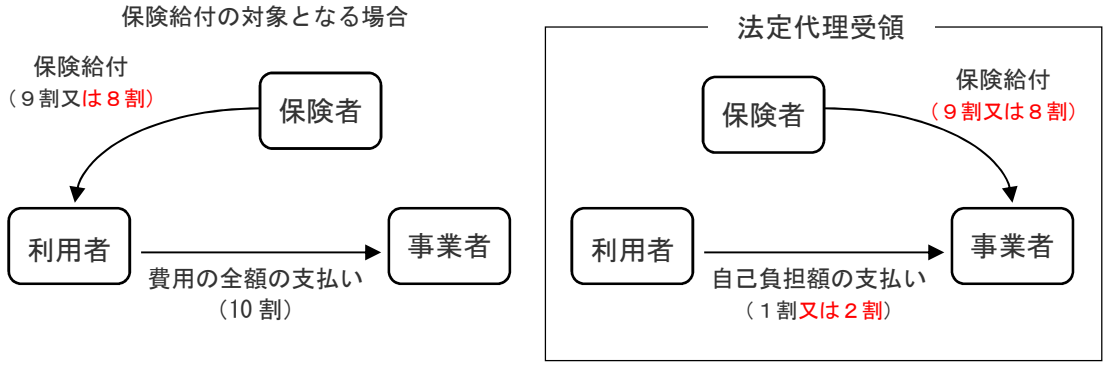

9 居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供

◎居宅サービス計画に沿った指定福祉用具貸与・販売の提供を行うこと。

〔居宅サービス計画の種類〕

- 居宅介護支援事業所で作成した居宅サービス計画（ケアプラン）
- 小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画
  …小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護では、事業所の介護支援専門員が登録者のケアプランを作成
- 利用者が自分で作成し、市町村に届け出た計画（自己プラン）

基準条例［準用］	解釈通知
（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供） **第17条**　指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画（施行規則第64条第１号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しなければならない。	
予防基準条例17条（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）＝同旨	
【販売】居宅基準条例17条・予防基準条例17条を準用	

10 居宅サービス計画等の変更の援助

◎利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等必要な援助を行うこと。

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（居宅サービス計画等の変更の援助） **第18条**　指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	（７）居宅サービス計画等の変更の援助 居宅基準条例第18条は、指定福祉用具貸与を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
予防基準条例18条（介護予防サービス計画等の変更の援助）＝同旨	
【販売】居宅基準条例18条・予防基準条例18条を準用	

11 身分を証する書類の携行

◎従業者は、事業所の名称・氏名を記載した身分証や名札等を携行し、利用者又は家族から求められたときは提示すること。

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（身分を証する書類の携行） **第19条**　指定福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	（８）身分を証する書類の携行 　居宅基準条例第19条は、利用者が安心して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう、指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。
予防基準条例19条＝同旨	
【販売】居宅基準条例19条・予防基準条例19条を準用	

12 サービスの提供の記録

◎サービスの利用状況等を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載すること。

〔記載すべき事項〕
〇福祉用具貸与の提供の開始日・終了日、種目・品名、保険給付の額　等

◎提供した具体的なサービスの内容等について記録すること。（利用者から申出があった場合には、文書の交付等によりその情報を提供すること。）　契約終了から２年間保存が必要

〔記録すべき事項〕
〇福祉用具貸与の提供日
〇具体的なサービスの内容
〇利用者の心身の状況　等

具体的なサービスの内容等の記録の重要性

〇利用者に対するサービスの質の向上に繋がること

提供しているサービスが利用者の課題解決に繋がっているか、また自立支援のために真に必要なサービスであるか等を、管理者が把握できるよう記録することにより、利用者に対するサービスの質の向上に繋がる。

〇サービス内容や報酬請求が適正であることを証明する重要資料であること

事業者には、サービス内容や報酬請求が適正であることを保険者や県に対し証明する責任がある。適正なサービスの挙証資料として、提供したサービスの具体的な内容の記録が重要になる。

※提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況などの記録が必要であり、単に分類項目にチェックするだけの記録では不適当である。

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（サービスの提供の記録） 第20条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ２　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	（９）サービスの提供の記録 ①　居宅基準条例第20条は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名〈中略〉、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。 ②　同条第２項は、当該指定福祉用具貸与の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。 また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準条例第262条第２項の規定に基づき、２年間保存しなければならない。
予防基準条例20条＝同旨	
【販売】居宅基準条例20条・予防基準条例20条を準用	

13 利用料等の受領〔福祉用具貸与〕

◎法定代理受領の場合は、利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額の１割又は２割（保険給付の率が９割又は８割でない場合は、それに応じた割合）の支払を受けること。

※指定福祉用具貸与は継続的な契約であり、利用者と対面することも少ないことから、数箇月分（要介護認定等の有効期間を限度）の利用料の前払いでの徴収も可能

◎法定代理受領の場合の利用料と、それ以外の場合の利用料に不合理な差額を設けないこと。

◎介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- 利用者に、当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること
- 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること
- 会計が指定福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること

◎通常の利用料のほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。ただし、あらかじめ、利用者又は家族に対して説明し、同意を得なければならない。

①通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

②福祉用具の搬出入に特別な措置（通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車）が必要な場合の当該措置に要する費用

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を算定する場合は、この交通費の支払いは受けられない。

◎保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。

◎あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

≪領収書の交付≫

◎利用者からサービスの提供に要した費用の支払いを受ける際、費用区分等を明確にした領収証を交付しなければならない。（介護保険法第41条第８項）

基準条例	解釈通知
（利用料等の受領） **第253条** 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 **2**　指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 **3**　指定福祉用具貸与事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ⑴　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 ⑵　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 **4**　指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 **5**　指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。	（１）利用料等の受領 ①　居宅基準第253条第１項は、指定福祉用具貸与事業者は、法廷代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の１割（法第50条若しくは第60条又は第69条第３項の規定の適用により保険給付の率が９割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。また、指定福祉用具貸与事業者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。 ②　居宅基準条例第253条第１項、第２項及び第４項の規定は、指定訪問介護に係る第21条第１項、第２項及び第４項の規定と同趣旨であるため、第３の一[＝訪問介護]の３の(10)の①、②及び④を参照されたい。なお、指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。 第３の一の３の(10) ①　居宅基準条例第253条第１項は、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の１割又は２割（法第50条若しくは第60条又は第69条第３項の規定の適用により保険給付の率が９割又は８割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。 ②　同条第２項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。 なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 ア　利用者に、当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ　会計が指定福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。 ④　同条第４項は、指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

③　居宅基準条例第253条第３項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、 ア　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 については、前２項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。
予防基準条例242条＝同旨

〔平成27年４月改定関係Ｑ＆Ａ(Vol.１〕

【問179】「利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者負担の全部又は一部を軽減」とは特典（景品）供与・無償サービス等が該当するのか。

（答）　指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないことを示したものである。従って、特典（景品）供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものであり、保険者により個別に判断していただきたい。

14 保険給付の請求のための証明書の交付〔福祉用具貸与〕

◎法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合は、保険給付を請求する上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付すること。

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（保険給付の請求のための証明書の交付） **第22条**　指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	(11)保険給付の請求のための証明書の交付 居宅基準条例第22条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。
予防基準条例22条＝同旨	

15 販売費用の額等の受領〔福祉用具販売〕

◎指定特定福祉用具販売を提供した際には、販売費用の額の支払いを受けるものとする。

◎そのほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。ただし、あらかじめ、利用者又は家族に対して説明し、同意を得なければならない。

①通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

②特定福祉用具の搬出入に特別な措置（通常必要となる人数以上の従事者など）が必要な場合の当該措置に要する費用

◎保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。

≪領収書の交付≫

◎利用者からサービスの提供に要した費用の支払いを受ける際、費用区分等を明確にした領収証を交付しなければならない。（介護保険法第41条第８項）

基準条例	解釈通知
（販売費用の額等の受領） 第271条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ⑴　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 ⑵　特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ３　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	（２）販売費用の額等の受領 ①　居宅基準条例第271条第１項に規定する「販売費用の額」とは、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。また、指定特定福祉用具販売事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、指定特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己の特定福祉用具の購入に係る利用者負担をを前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。 ②　居宅基準条例第271条第２項は、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に関し、 ア　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 イ　特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 については、前項の費用のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分

	されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 ③　居宅基準条例第271条第３項は、指定訪問介護に係る第21条第４項と同趣旨であるため、第３の一[＝訪問介護]の３の(10)の④を参照されたい。
予防基準条例260条＝同旨	

16 保険給付の申請に必要となる書類等の交付〔福祉用具販売〕

◎特定福祉用具販売の額の支払を受けた場合は、保険給付の申請に必要な書類等を利用者に対して交付すること。

〔利用者に交付が必要な書類〕

①保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書

・当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

・販売した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額など

②領収書

③当該特定福祉用具の概要（当該特定福祉用具販売のパンフレットなど）

基準条例	解釈通知
（保険給付の申請に必要となる書類等の交付） 第272条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。 ⑴ 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 ⑵ 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ⑶ 領収書 ⑷ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要	（３）保険給付の申請に必要となる書類等の交付 居宅基準条例第272条は、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、 ア 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書 イ 領収書 ウ 当該特定福祉用具販売のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要 を利用者に対し、交付することとされている。
予防基準条例261条＝同旨	

[参考]介護保険法

（居宅介護福祉用具購入費の支給の申請）

第71条 居宅介護福祉用具購入費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 当該申請に係る特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名

二 当該申請に係る特定福祉用具の購入に要した費用及び当該購入を行った年月日

三 当該申請に係る特定福祉用具が必要である理由

２ 前項の申請書には、当該申請に係る特定福祉用具の購入に係る領収証及び当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面を添付しなければならない。

３ 第１項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画（指定居宅サービス等基準第214条の２第１項に規定する特定福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。）を添付した場合であって、当該居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

17 指定福祉用具貸与等の基本取扱方針

◎指定福祉用具貸与・販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと。

◎常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与・販売すること。

◎自らその提供する指定福祉用具貸与・販売の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

〔介護予防福祉用具貸与・販売の場合〕

◎指定介護予防福祉用具貸与・販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと。

◎自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与・販売の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

◎指定介護予防福祉用具貸与・販売の目的は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることを、常に意識してサービス提供に当たること。

◎利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めること。（利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないこと。）

基準条例	解釈通知
（指定福祉用具貸与の基本取扱方針） **第254条** 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。 2　指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。 3　指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（2）指定福祉用具貸与の基本取扱方針 居宅基準条例第254条第２項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。
（指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針） **第250条** 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 3　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 4　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。	（1）指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針 予防基準条例第250条にいう指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ①　介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ②　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
【販売】居宅基準条例254条を準用、予防基準条例264条＝同旨	

18 指定福祉用具貸与等の具体的取扱方針

【福祉用具専門相談員の業務の方針・手続】

◎福祉用具貸与・販売計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じること。

◎目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与・販売に係る同意を得ること。

◎貸与・販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

◎利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うこと。

◎当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

	特に十分な説明が必要な福祉用具	説明事項
貸与	使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具（電動車いす、移動用リフト等）	利用に際しての注意事項（訓練操作の必要性等）
	使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具（自動排泄処理装置等）	利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）
販売	使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具（腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等）	利用に際しての注意事項（衛生管理の必要性等）

◎貸与の場合、利用者等からの要請等に応じて福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。（福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。）

◎居宅サービス計画に指定福祉用具貸与・販売が位置づけられる場合、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じること。

〔助言・情報提供などが必要な理由〕

○主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、居宅サービス計画へ指定福祉用具貸与・販売の必要な理由の記載が必要となるため

○指定福祉用具貸与については、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続きにより、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため

基準条例	解釈通知
（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） **第255条** 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第１項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。 ⑵　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。	（３）指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成 ①　居宅基準条例第255条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、同条第４号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。
⑶　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。	②　同条第３号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明するものとする。 　なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。
⑷　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。	③　同条第４号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。
⑸　居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。	④　同条第５号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。 　また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続きにより、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
予防基準条例251条＝ほぼ同旨	

【販売】 **（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）** **第273条** 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 ⑴ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第１項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。 ⑵ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。	**（４）指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針及び特定福祉用具販売計画の作成** ① 居宅基準第273条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。
⑶ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。	② 同条第３号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。
⑷ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。	③ 同条第４号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
予防基準条例265条＝ほぼ同旨	

19 福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成

◎福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与計画又は特定福祉用具販売計画を作成すること。

契約終了から２年間保存が必要

〔計画作成の留意点〕

○計画の作成に係る一連の業務は、福祉用具専門相談員が行うこと
○貸与と販売の両方の利用がある場合は、一体のものとして計画を作成すること
○計画には、次の事項を記載すること（様式は任意）
　①福祉用具の利用目標
　②具体的な福祉用具の機種
　③当該福祉用具を選定した理由　等
○関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること

◎既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って計画を作成すること。
　※計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて計画を変更すること

◎作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

◎作成した計画は、利用者に交付すること。

◎福祉用具貸与計画については、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。（変更に当たっても、作成時と同様の取扱が必要）

◎作成した福祉用具貸与計画、特定福祉用具販売計画を指定居宅介護支援事業者に提供するよう努めること。

福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成の流れ

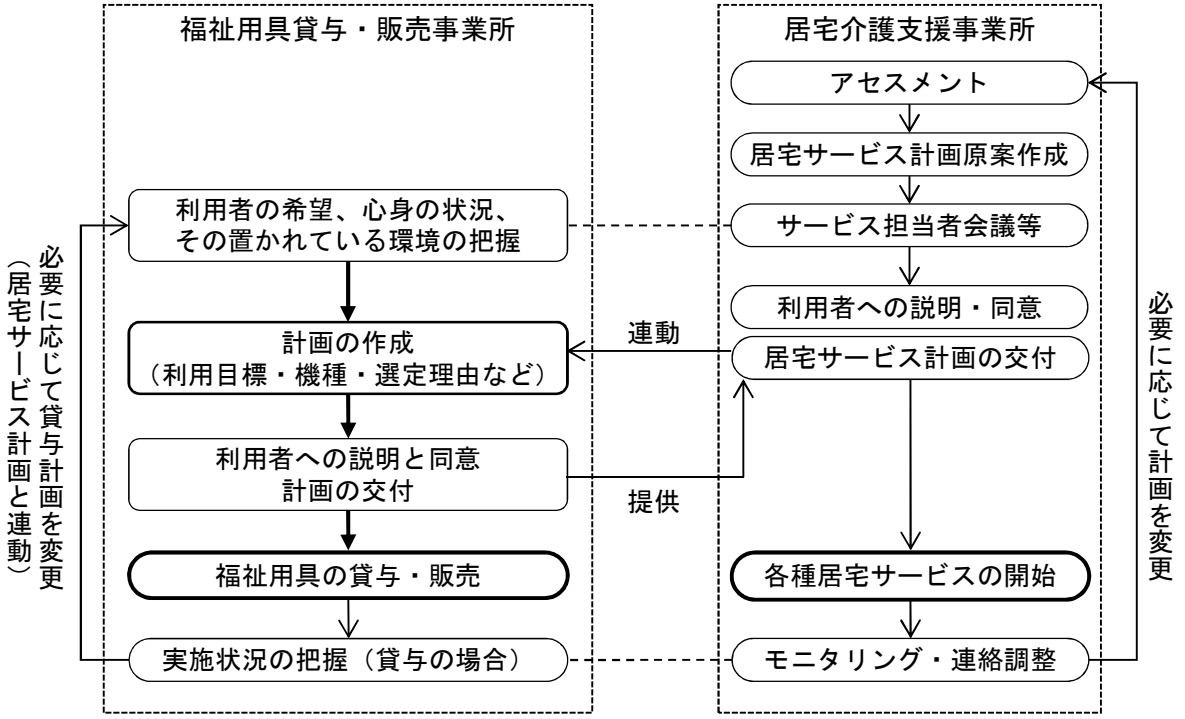

基準条例	解釈通知
（福祉用具貸与計画の作成） **第256条** 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第１項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。 ２　福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ４　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。 ５　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 ６　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。	⑤　福祉用具貸与計画の作成 ア　居宅基準条例第256条第１項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。 イ　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。 なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ウ　福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 エ　福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。 なお、福祉用具貸与計画は、居宅基準条例第262条第２項の規定に基づき、２年間保存しなければならない。 オ　島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成26年島根県条例第13号）第15条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定福祉用具貸与事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から福祉用具貸与計画の提出の求めがあった際には、当該福祉用具貸与計画を提供することに協力するよう努めるものとする。
【販売】居宅基準条例第274条…第256条第５項・第６項に相当する規定なし	

〔平成２４年４月改定関係Ｑ＆Ａ(Vol.1)〕

【問３】福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。

（答）　指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。

これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。

- 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- 福祉用具が必要な理由
- 福祉用具の利用目標
- 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

20 介護予防福祉用具貸与計画・特定介護予防福祉用具販売計画の作成

◎福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、介護予防福祉用具貸与計画又は特定介護予防福祉用具販売計画を作成すること。

契約終了から２年間保存が必要

〔計画作成の留意点〕

○計画の作成に係る一連の業務は、福祉用具専門相談員が行うこと
○貸与と販売の両方の利用がある場合は、一体のものとして計画を作成すること
○計画には、次の事項を記載すること（様式は任意）
　①福祉用具の利用目標
　②具体的な福祉用具の機種
　③当該福祉用具を選定した理由　等
○関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること

◎既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って計画を作成すること。
　※計画作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて計画を変更すること

◎作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

◎作成した計画は、利用者に交付すること。

◎福祉用具貸与については、計画期間の終了までに、少なくとも１回を目安として、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。
　※モニタリングの結果について記録し、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業所に報告するとこと
　※モニタリングの結果、解決すべき課題の変化が認められる場合等は、介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて計画の変更を行うこと（手順等は作成時と同様）

◎作成した介護予防福祉用具貸与計画、特定介護予防福祉用具販売計画を指定居宅介護支援事業者に提出するよう努めること。

介護予防福祉用具貸与計画・特定介護予防福祉用具販売計画の作成の流れ

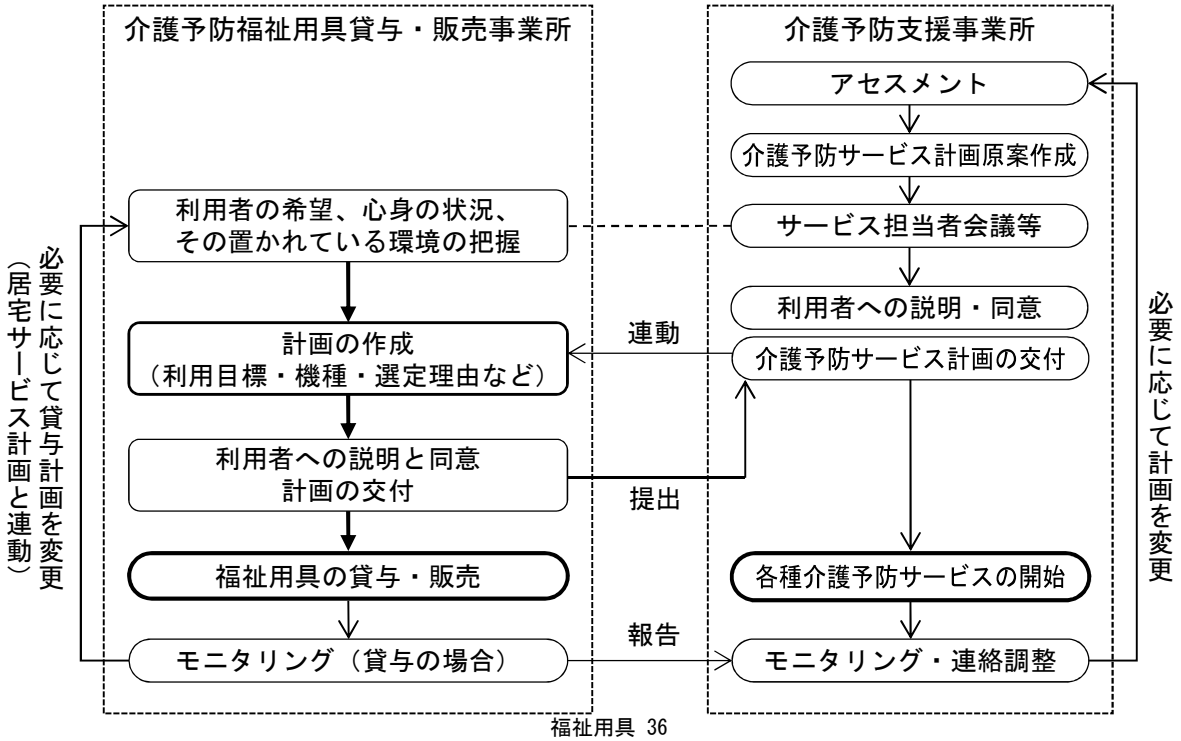

基準条例	解釈通知
（介護予防福祉用具貸与計画の作成） **第252条** 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。	（３）介護予防福祉用具貸与計画の作成 ① 予防基準条例第252条第１号は、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。 なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。
２ 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。	② 同条第２号は、介護予防福祉用具貸与計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
３ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。	③ 同条第３号及び第４号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明等について定めたものである。介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。 なお、介護予防福祉用具貸与計画は、予防基準条例第248条第２項の規定に基づき、２年間保存しなければならない。
４ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。	
５ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。	④ 同条第５号から第７号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしている。 ただし、事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも１回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。
６ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。	
７ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。	
８ 第１項から第４項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。	⑤ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防

	サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防福祉用具貸与計画の提出の求めがあった際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を提出することに協力するよう求めるものとする。
【販売】予防基準条例第266条…第252条第５項～第８項に相当する規定なし	

参考：ふくせん福祉用具サービス計画書（基本情報）

ふくせん 福祉用具サービス計画書(基本情報)

管理番号	
作成日	
作成者	

フリガナ		性別	生年月日	年齢	介護度	認定期間
ご本人氏名	様		M・T・S　年　月　日			～
住所					TEL	
支援事業所					担当ケアマネジャー	

ご相談内容	相談者		ご本人との続柄		相談日	
ケアマネジャーとの相談記録					ケアマネジャーとの相談日	

身体状況・ADL

（　　年　　月）現在

身長	cm	体重	kg
寝返り	□ つかまらないでできる	□ 何かにつかまればできる	□ できない
起き上がり	□ つかまらないでできる	□ 何かにつかまればできる	□ できない
立ち上がり	□ つかまらないでできる	□ 何かにつかまればできる	□ できない
歩行	□ つかまらないでできる	□ 何かにつかまればできる	□ できない
移乗	□ 自立(介助なし)	□ 見守り等	□ 一部介助　□ 全介助
座位	□ できる	□ 自分の手で支えればできる	□ 支えてもらえればできる　□ できない
移動	□ 自立(介助なし)	□ 見守り等	□ 一部介助　□ 全介助
排泄	□ 自立(介助なし)	□ 見守り等	□ 一部介助　□ 全介助
入浴	□ 自立(介助なし)	□ 見守り等	□ 一部介助　□ 全介助
その他			
疾病			
麻痺			

介護環境

他のサービス利用状況				
家族構成/主介護者				
利用している福祉用具				
障害日常生活自立度				
認知症の日常生活自立度				
特記事項				
ご本人の気持ち，今困っていること，(福祉用具で期待することなど)	□ 確認	□ 確認できない		

居宅サービス計画

ご本人及びご家族の生活に対する意向	ご本人	
	ご家族	
総合的な援助方針		

住環境

□ 戸建
□ 集合住宅（　　階）
（ エレベーター □ 有　□ 無 ）

例：段差の有無など

参考：ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)

管理番号	
作成日	
作成者	

フリガナ		性別	生年月日	年齢	介護度	認定期間
ご本人氏名	様		M・T・S　年　月　日			～
支援事業所					担当ケアマネジャー	

生活全般の解決すべき課題・ニーズ（福祉用具が必要な理由）	福祉用具利用目標

選定福祉用具(レンタル・販売)　　納入予定日　：　　月　　日

	品目 / 機種（型式）	単位数	選定理由
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

留意事項	

以上、福祉用具サービス計画書に基づき、サービス提供を行います。

ご本人・ご家族への説明・同意　　年　　月　　日　　同意署名　　印

法人名称:　　（　　）営業所　　担当者　（　　）

住　所:　　TEL:　　FAX:

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会(24.0版)

参考：ふくせんモニタリングシート（訪問確認書）

管理番号:00000

ふくせん モニタリングシート（訪問確認書）

実施日	月　日 AM・PM ☐ 訪問 ☐ 電話
前回実施日	年　月　日
お話伺った人	☐ ご本人 ☐ ご家族 ☐ 他(　)
作成者	
次回予定日	年　月　頃

フリガナ		支援事業所		担当ケアマネジャー	
利用者氏名	様	介護度		認定期間	～

利用目標	

	利用福祉用具(品目) 機種(型式)	利用開始日	使用状況の問	点検	点検結果	備　考
①			☐ なし ☐ あり	☐ 済 ☐ 未	☐ 問題なし ☐ 問題あり	
②			☐ なし ☐ あり	☐ 済 ☐ 未	☐ 問題なし ☐ 問題あり	
③			☐ なし ☐ あり	☐ 済 ☐ 未	☐ 問題なし ☐ 問題あり	
④			☐ なし ☐ あり	☐ 済 ☐ 未	☐ 問題なし ☐ 問題あり	
⑤			☐ なし ☐ あり	☐ 済 ☐ 未	☐ 問題なし ☐ 問題あり	
⑥			☐ なし ☐ あり	☐ 済 ☐ 未	☐ 問題なし ☐ 問題あり	
⑦			☐ なし ☐ あり	☐ 済 ☐ 未	☐ 問題なし ☐ 問題あり	
⑧			☐ なし ☐ あり	☐ 済 ☐ 未	☐ 問題なし ☐ 問題あり	

身体状況の変化	☐ なし ☐ 安定 ☐ 不安定	生活状況の変化	☐ なし ☐ 安定 ☐ 不安定
お気持ちの変化	☐ なし ☐ あり ☐ 不明	ご家族の状況の変化	☐ なし ☐ あり ☐ 不明

ご利用者・ご家族への聞き取り

使いにくさ,使用中に困ったこと	☐ なし ☐ 一部あり ☐ あり	
ご利用者,ご家族の希望など	☐ 満足 ☐ どちらとも言えない ☐ 不満足	
目標達成度	☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	
今後の方針	☐ 再説明　☐ 再アセスメント　☐ 調整　☐ 修理交換　☐ 変更提案	見直しの必要性　☐ なし　☐ あり

専門相談員による総合確認の結果(自由記載)

管理番号:00000

以上、利用後の ☐ 訪問確認 ☐ 電話確認 をいたしました

年　月　日

事業所:

作成者:

住　所:

連絡先:

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会(24.0版)

21 利用者に関する市町村への通知

◎利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村に通知すること。

契約終了から２年間保存が必要

〔市町村に通報すべき場合〕

①正当な理由なしに指定福祉用具貸与・販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき

②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（利用者に関する市町村への通知） **第27条**　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 ⑴　正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	(14) 利用者に関する市町村への通知 居宅基準条例第27条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第１項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定福祉用具貸与事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。
予防基準条例24条＝同旨	
【販売】居宅基準条例27条・予防基準条例24条を準用	

22 管理者の責務

◎管理者は、定められた責務を果たすこと。

〔管理者の行うべき事項〕
①当該事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与・販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握などの一元的な管理
②従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（管理者の責務） 第56条　指定福祉用具貸与事業所の管理者は、指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 ２　指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	（４）管理者の責務 居宅基準条例第56条は、指定福祉用具貸与事業所の管理者の責務を、指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に居宅基準の第13章第４節［＝福祉用具貸与の運営に関する基準］の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。
予防基準条例54条＝同旨	
【販売】居宅基準条例56条・予防基準条例54条を準用	

23 運営規程

◎事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておくこと。

〔運営規程に定めるべき事項〕

福祉用具貸与	特定福祉用具販売
①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④提供方法（福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等）、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥その他運営に関する重要事項（福祉用具の消毒方法） 個々の福祉用具の利用料については、下記の事項が記載されていれば、額自体の記載を要しない ・その額の設定の方式（利用期間に歴月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等） ・その額が目録に記載されている旨	①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④提供方法（福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等）、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥その他運営に関する重要事項 個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、下記の事項が記載されていれば、額自体の記載を要しない ・その額の設定の方式 ・その額が目録に記載されている旨

※「取り扱う種目及び利用料」について、運営規程に複数の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規定を設けることができる

参考通知

複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

（平成27年3月27日老振発第0327第3号通知）

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000080902.pdf

〔平成27年４月改定関係Ｑ＆Ａ(Vol.１〕

【問178】 運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

（答） 指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規程に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規程に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出するとになる。

基準条例	解釈通知
（運営規程） **第257条** 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 ⑴　事業の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務内容 ⑶　営業日及び営業時間 ⑷　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑸　通常の事業の実施地域 ⑹　その他運営に関する重要事項	（５）運営規程 居宅基準条例第257条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第１号から第６号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額（第４号） 「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（１割負担又は２割負担）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準条例第253条第３項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に歴月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録（居宅基準条例第261条第２項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。 ②　その他運営に関する重要事項（第６号） （６）の①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。 第３の一の３の(17)から なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。 ③　通常の事業の実施地域（第５号） 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。
予防基準条例243条＝同旨	
【販売】居宅基準条例257条・予防基準条例243条を準用 （読み替え：「利用料」→「販売費用の額」）	第３の十二の３の（６）から ③　準用される居宅基準条例第257条については、次の点に留意するものとする。 「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他の費用の額」としては、居宅基準条例第253条第３項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録（居宅基準条例第216条で準用する居宅基準条例第261条第２項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

24 勤務体制の確保等

◎事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の勤務の体制を定めておくこと。

〔勤務表で定めておくべき事項〕
- ○福祉用具専門相談員の日々の勤務時間
- ○常勤・非常勤の別
- ○管理者との兼務関係　等

◎当該事業所の従業者によって指定福祉用具貸与・販売を提供すること。

※福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うこと

※福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者が行ってもよい

基準条例［準用（第１項・第２項）］	解釈通知［準用］
（勤務体制の確保等） 第108条　指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者によって指定福祉用具貸与を提供しなければならない。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	（５）勤務体制の確保等 居宅基準条例第108条は、利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものである〈略〉。 第３の十二の３の（８）から ②　準用される居宅基準条例第108条第１項及び第２項については、次の点に留意すること。 ア　指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。 イ　福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅基準条例第260条［＝衛生管理等］第３項の規定に留意すること。
予防基準条例103条＝同旨	
【販売】居宅基準条例108条・予防基準条例103条を準用	

25 適切な研修の機会の確保・福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上

◎福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保すること。

◎福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成すzるために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。

基準条例	解釈通知
（適切な研修の機会の確保） **第258条** 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 2　福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。	（５）適切な研修の機会の確保 ①　居宅基準条例第258条第１項は、福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。 ②　同条第２項は、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通して、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものである。
予防基準条例244条＝同旨	
【販売】居宅基準条例258条・予防基準条例244条を準用	

26 福祉用具の取扱種目

◎利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにすること。

基準条例	解釈通知
（福祉用具の取扱種目） **第259条** 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。	
予防基準条例245条＝同旨	
【販売】居宅基準条例259条・予防基準条例245条を準用	

27 衛生管理等

◎従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うこと。

※従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危機から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じること

◎事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。

◎貸与の場合、回収した福祉用具について、適正な方法により消毒及び保管を行うこと。

	消毒及び保管に係る留意事項
自事業所で実施の場合	○福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒すること ・福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成すること ・これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うこと ・自動排泄処理装置については、製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）を確実に実施すること ○既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管すること
他事業所へ委託の場合	○委託契約等において保管・消毒が適切な方法により行われることを担保すること ○業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること ○保管・消毒が適切な方法により行われることを担保するため、委託契約等において、次に掲げる事項を文書により取り決めること 受託者等＝当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む 指定事業者＝指定(介護予防)福祉用具貸与事業者 ア　当該委託等の範囲 イ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ　委託等業務が居宅基準第13章第４節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 ※確認した結果の記録を作成すること（２年間保存） エ　指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ※この指示は文書により行うこと（２年間保存） オ　指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 ※確認した結果の記録を作成すること（２年間保存） カ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

基準条例	解釈通知
（衛生管理等） **第260条**　指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2　指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 3　指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。 4　指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 5　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	（６）衛生管理等 ①　福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。 なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。 ②　第３項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下この項において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあっては、業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。 ア　当該委託等の範囲 イ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が居宅基準条例第13章第４節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 エ　指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 オ　指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 カ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ③　指定事業者は②のウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければならない。 ④　指定事業者が行う②のエの指示は、文書により行わなければならない。 ⑤　指定福祉用具貸与事業者は、居宅基準条例第262条第２項の規定に基づき、②のウ及びオの確認の結果の記録を２年間保存しなければならない。
予防基準条例246条＝同旨	
【販売】 （衛生管理等） **第33条**　指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	(20) 衛生管理等 居宅基準条例第33条は、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。
予防基準条例30条＝同旨	

28 掲示及び目録の備え付け

◎事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

〔掲示すべき重要事項〕
①運営規程の概要
②福祉用具専門相談員の勤務体制
③秘密の保持
④事故発生時の対応
⑤苦情処理の体制　など

◎利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所には、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けること。

基準条例	解釈通知
（掲示及び目録の備え付け） **第261条** 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	
予防基準条例247条＝同旨	
【販売】居宅基準条例261条・予防基準条例247条を準用	

29 秘密保持等

◎従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないこと。

◎過去に事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、これらの秘密を漏らさないよう必要な措置を講じること。

※従業者でなくなった後も秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金について定めておくこと

◎連携するサービス担当者間で利用者又は家族の個人情報を用いることについて、サービス提供開始時に、利用者及び家族から包括的な同意を文書により得ておくこと。

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（秘密保持等） 第35条　指定福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	(21)秘密保持等 ①　居宅基準条例第35条第１項は、指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。
２　指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	②　同条第２項は、指定福祉用具貸与事業者に対して、過去に当該指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。
３　指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	③　同条第３項は、福祉用具専門相談員がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
予防基準条例32条＝同旨	
【販売】居宅基準条例35条・予防基準条例32条を準用	

関連通知

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
（平成16年12月24日通知、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正）

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/

30 広告

◎虚偽又は誇大な内容の広告を行わないこと。

基準条例［準用］	解釈通知
（広告） 第36条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	
予防基準条例33条＝同旨	
【販売】居宅基準条例36条・予防基準条例33条を準用	

31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

◎居宅介護支援の公正中立性を確保するため、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利益供与を行わないこと。

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止） 第37条　指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	(22)居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 居宅基準条例第37条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
予防基準条例34条（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）＝同旨	
【販売】居宅基準条例37条・予防基準条例34条を準用	

★居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又はその従業者の利益収受も、居宅介護支援・介護予防支援の運営基準で禁じられているところであり、こうした利益供与・利益収受は指定の取消等につながる重大な基準違反である。（接待・贈答・商品配布なども行わないこと。）

★また、利用者に対して利用特典を付す行為も、不必要なサービス利用を助長し、自由なサービス選択を妨げるなど、居宅介護支援・介護予防支援の適正な運用に影響を及ぼすので、これを行わないこと。

32 苦情処理

◎提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じること。

〔苦情処理に必要な措置〕

○相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要を明らかにしておくこと

○利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に、苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること

事業者に直接苦情があった場合

・事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録すること　契約終了から２年間保存が必要

・苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと

市町村に苦情があった場合

・市町村が行う文書等の提出・提示の求め、職員からの質問・照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること

・市町村から指導・助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うこと（市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告すること）

国保連に苦情があった場合

・利用者からの苦情に関して国保連が行う調査に協力すること

・国保連から指導・助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うこと（国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を国保連に報告すること）

製品事故等の情報収集

◎福祉用具の製品事故等の情報は重要であり、随時、様々な手段で情報収集を行うこと。

◎特に、対象福祉用具の製造者名、製品名が分かった場合、利用者への貸与・販売等がなされていないか確認を行い、当該製品の利用があった場合は連絡を行い適正な手続きを行うこと。

◎また、製造者名、製品名が分からなくても、事故の事例を収集し、福祉用具を貸与・販売する際に、留意点等の説明を十分行うこと。

●日本福祉用具評価センター（ＪＡＳＰＥＣ）ＨＰ「事故情報」
http://www.jaspec.jp/data/index.htm

●社団法人日本福祉用具供給協会ＨＰ「福祉用具事故情報」
http://www.fukushiyogu.or.jp/hiyari/index.php

●日本福祉用具・生活支援用具協会（ＪＡＳＰＡ）ＨＰ「福祉用具事故情報」
http://www.jaspa.gr.jp/accident/

●島根県高齢者福祉課ＨＰ（介護保険（事業者向け））
http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（苦情処理） **第38条**　指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	(23) 苦情処理 ①　居宅基準条例第38条第１項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。
２　指定福祉用具貸与事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	②　同条第２項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定福祉用具貸与事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定福祉用具貸与事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。 　また、指定福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 　なお、居宅基準条例第262条第２項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、２年間保存しなければならない。
３　指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ４　指定福祉用具貸与事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ５　指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ６　指定福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	③　同条第３項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定福祉用具貸与事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。
予防基準条例35条＝同旨	
【販売】居宅基準条例38条・予防基準条例35条を準用	

33 地域との連携

◎提供したサービスについての利用者及び家族からの苦情に関して、市町村が派遣する介護相談員等による相談・援助に協力するよう努めること。

※介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含む

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（地域との連携） **第39条**　指定福祉用具貸与事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	(24)地域との連携 居宅基準条例第39条は、居宅基準条例第４条第２項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。
予防基準条例36条＝同旨	
【販売】居宅基準条例39条・予防基準条例36条を準用	

34 事故発生時の対応

◎指定福祉用具貸与・販売の提供により事故が発生した場合の対応方法を、あらかじめ事業者が定めておくこと。

◎事故発生時には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

◎その事故の状況及び採った処置について記録すること。契約終了から２年間保存が必要

◎賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

◎事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（事故発生時の対応） **第40条**　指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	(25)事故発生時の対応 居宅基準条例第40条は、利用者が安心して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を想定したものである。指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。 また、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければないこととしたものである。
２　指定福祉用具貸与事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	なお、居宅基準条例第262条第２項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、２年間保存しなければならない。
３　指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	このほか、以下の点に留意するものとする。 ①　利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましいこと。 ②　指定福祉用具貸与事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 ③　指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
予防基準条例37条＝同旨	
【販売】居宅基準条例40条・予防基準条例37条を準用	

35 会計の区分

◎事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及びその他の事業の会計をそれぞれ区分すること。

〔関連通知〕

■介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年３月28日老振発第18号）

■介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年３月29日老高発0329第１号）

基準条例［準用］	解釈通知［準用］
（会計の区分） 第41条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	(26)会計の区分 居宅基準条例第41条は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別途厚生労働省から通知された内容に準ずるものであること。
予防基準条例38条＝同旨	
【販売】居宅基準条例41条・予防基準条例38条を準用	

36 記録の整備

◎従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。

◎利用者に対するサービス提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存すること。

〔記録・保存すべき事項〕
①福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画
②具体的なサービスの内容等の記録（第20条第２項参照）
③福祉用具の消毒・保管の実施状況の定期的な確認の記録（第260条第４項参照）
④市町村への通知に係る記録（第27条参照）
⑤苦情の内容等の記録（第38条第２項参照）
⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（第40条第２項参照）

基準条例	解釈通知
（記録の整備） **第262条** 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ２　指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。 ⑴　福祉用具貸与計画 ⑵　次条において準用する第20条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑶　第260条第４項に規定する結果等の記録 ⑷　次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 ⑸　次条において準用する第38条第２項に規定する苦情の内容等の記録 ⑹　次条において準用する第40条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（７）記録の整備 居宅基準条例第262条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。 ①　福祉用具貸与計画 ②　提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録 ③　３の（６）[＝衛生管理等]の③の確認の結果の記録及び④の指示の文書 ④　準用される居宅基準条例第27条に係る市町村への通知に係る記録 ⑤　準用される居宅基準条例第38条第２項に係る苦情の内容等の記録 ⑥　準用される居宅基準条例第40条第２項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
予防基準条例248条＝同旨	
【販売】居宅基準条例275条・予防基準条例262条＝同旨	

B　算定基準編

１．算定構造の概要 60
２．基本サービス費関連 61
３．軽度者への貸与 62
４．(介護予防)福祉用具貸与費の日割計算 66
５．他のサービスとの関係等 67
６．特別地域加算など 68
７．福祉用具の種目 72
（１）福祉用具貸与：１３品目 72
（２）特定福祉用具販売：５品目 78
（３）複合的機能を有する福祉用具の取扱い 81
参考：住宅改修 81
８．介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算届） 90

１．算定構造の概要

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	
車いす	※	※	※	○	○	○	○	現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数
車いす付属品	※	※	※	○	○	○	○	
特殊寝台	※	※	※	○	○	○	○	
特殊寝台付属品	※	※	※	○	○	○	○	
床ずれ防止用具	※	※	※	○	○	○	○	
体位変換器	※	※	※	○	○	○	○	
手すり	○	○	○	○	○	○	○	
スロープ	○	○	○	○	○	○	○	
歩行器	○	○	○	○	○	○	○	
歩行補助つえ	○	○	○	○	○	○	○	
認知症老人徘徊感知機器	※	※	※	○	○	○	○	
移動用リフト（つり具の部分を除く）	※	※	※	○	○	○	○	
自動排泄処理装置	※	※	※	※	※	○	○	
尿のみを自動的に吸引するもの	○	○	○	○	○	○	○	

○印：保険給付の対象

※印：原則として、保険給付の対象外（軽度者の給付要件に該当する場合のみ対象）

注５	特別地域（介護予防）福祉用具貸与加算 ※★	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度）
注６	中山間地域等における小規模事業所加算 ※★	交通費に相当する額の２／３に相当する額を事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の２／３を限度）
注７	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	交通費に相当する額の１／３に相当する額を事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の１／３を限度）

※：支給限度管理の対象外　　★：届出が必要

算定基準告示　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号［最終改正　平成26年厚生労働省告示第87号］）別表の11

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号［最終改正　平成24年厚生労働省告示第91号］）別表の11

留意事項通知　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年３月１日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）［最終改正　平成24年３月16日］第二９

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年３月17日老計発0317001老振発0317001老老発0317001老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）［最終改正　平成24年３月16日］第二11

２．基本サービス費関連

(介護予防)福祉用具貸与費	当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数

◎搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価されない（特別地域加算などの場合を除く）。

〔福祉用具貸与〕介護予防福祉用具貸与も同様

算定基準告示　…H12厚生省告示第19号別表の11

11　福祉用具貸与費（１月につき）

　指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第１項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注１　搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、・・・〈以下略〉

福祉用具購入費の支給

○指定特定福祉用具販売事業所から特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り、居宅介護福祉用具購入費が支給される。

○居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間（毎年４月１日からの12月間）において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給されない。

○ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。

○居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の100分の90又は80に相当する額である。

○上限額は、介護予防福祉用具購入費支給限度基準額（１０万円）から、当該介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給されたそれぞれの居宅介護福祉用具購入費の額に90分又は80分の100を乗じて得た額の合計額を控除して得た額である。

〔法第44条・施行令第17条・施行規則第70～73条（予防給付：法第56条・施行令第26条・施行規則第89～92条）、H12厚生省告示第34号〕

３．軽度者への貸与

◎軽度者（要支援１・２、要介護１、自動排泄処理装置については要介護２、３を含む）に対する福祉用具の貸与については、自立支援に十分な効果を上げる観点から見て使用が想定しにくい以下の品目（対象外種目）に対しては、原則として算定できない。

◎ただし、厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第31号のイ）については、基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、下表により居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防支援事業所の担当職員）がその要否を判断する。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ ［H27告示94号・三十一］	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	 基本調査1-7「3.できない」 ―（注）
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	 基本調査1-4「3.できない」 基本調査1-3「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3.できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	 基本調査3-1「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 （又は） 基本調査3-2～3-7のいずれか「2.できない」 （又は） 基本調査3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書等において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2「4.全介助」以外
オ 移動用リフト （つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	 基本調査1-8「3.できない」 基本調査2-1 「3.一部介助」又は「4.全介助」 ―（注）
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	 基本調査2-6「4.全介助」 基本調査2-1「4.全介助」

（注）アの(二)、オの(三)については、該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより居宅介護支援（介護予防支援）事業者が判断することとなる。

なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこと。

◎また、次のＡ及びＢの両方を満たす場合は、市町村が、書面等確実な方法により確認することによりその要否を判断する（具体的な手続き等は、保険者に要確認）。

Ａ　次のⅰ）からⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されていること

ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示に該当する者
（例　パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象）

ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示に該当することが確実に見込まれる者
（例　がん末期の急速な状態悪化）

ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示に該当すると判断できる者
（例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

Ｂ　サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていること

注　括弧内の状態は、あくまでもⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もありうる。

〔福祉用具貸与〕

算定基準告示　…H12厚生省告示第19号別表の11

注４　要介護状態区分が要介護１である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第１項に規定する車いす、同告示第２項に規定する車いす付属品、同告示第３項に規定する特殊寝台、同告示第４項に規定する特殊寝台付属品、同告示第５項に規定する床ずれ防止用具、同告示第６項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。また、要介護状態区分が要介護１、要介護２又は要介護３である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

※厚生労働大臣が定める者［H27告示94号・三十一］

指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注４の厚生労働大臣が定める者

イ　次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

＜略＞　表に記載

留意事項通知　…H12老企第36号第二９

（２）　要介護１の者等に係る指定福祉用具貸与費

①　算定の可否の判断基準

要介護１の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護１の者に加え、要介護２及び要介護３の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護１の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護１、要介護２及び要介護３の者をいう。以下（２）において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア　原則として次の表［＝前掲］の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生省告示第91号）別表第１の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。

イ　ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ　また、アにかかわらず、次のⅰ）からⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者

（例　パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象）

ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者

（例　がん末期の急速な状態悪化）

ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者

（例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注　括弧内の状態は、あくまでもⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ）～ⅲ）の状態であると判断さ

れる場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第１の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

〔介護予防福祉用具貸与〕

算定基準告示 …H18厚生労働省告示第127号別表の11

注４ 要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第１項に規定する車いす、同告示第２項に規定する車いす付属品、同告示第３項に規定する特殊寝台、同告示第４項に規定する特殊寝台付属品、同告示第５項に規定する床ずれ防止用具、同告示第６項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器、同告示第12項に規定する移動用リフト及び同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

※厚生労働大臣が定める者［H27告示94号・八十八］

第三十一号に規定する者

留意事項通知 …H18老計発第0317001号等第二11

（２） 要介護１の者等に係る指定福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要支援１又は要支援２の者（以下(２)において「軽度者」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。

しかしながら利用者等告示第88号において準用する第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

＜以下略：福祉用具貸与と同旨＞

〔平成１８年４月改定関係Ｑ＆Ａ(Vol.2)〕

【問45】 利用者が、あきらかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ(地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めた場合には、支給することは可能か。

（答） 一般的には、直近の認定調査結果が実態と乖離していることはあり得ないが、仮に、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。

４．(介護予防)福祉用具貸与費の日割計算

◎以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定し、該当しない場合は、月額包括報酬で算定
◎日割りの算定方法については､実際に利用した日数にかかわらず､サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割り（具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定）
※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

＜対象事由と起算日：福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与＞

月途中の事由		起算日※２
開始	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）	開始日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 （６５歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）	中止日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

※１　ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
　なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
※２　終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

＜上記出所資料＞介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版の一部修正)（平成24年３月26日事務連絡）
「資料９　別紙４ 日割り請求にかかる適用」を編集したもの

〔介護報酬等に係るＱ＆Ａ vol.2(H12.4.28)〕
【問】　月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合、報酬の算定は日割り計算を行っても差し支えないか。
（答）　福祉用具貸与の報酬については、公定価格を設けず、歴月単位で実勢価格としているところである。問の、貸与期間が１月に満たない場合の取扱についても一律の基準を設けるものではなく、指定事業者の任意の設定に委ねることとしている。ただし、事業者は、その算定方法を運営規定に記載する必要があるとともに、利用者に対して事前に説明を行い、同意を得ることが必要である。

５．他のサービスとの関係等

◎利用者が、次のサービスを受けている間は、算定できない。

福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定施設入居者生活介護（※）	介護予防特定施設入居者生活介護（※）
認知症対応型共同生活介護（※）	介護予防認知症対応型共同生活介護（※）
地域密着型特定施設入居者生活介護（※）	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

（※）短期利用を除く

〔福祉用具貸与〕

算定基準告示　…H12厚生省告示第19号別表の11

注５　特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない。

〔介護予防福祉用具貸与〕

算定基準告示　…H18厚生労働省告示第127号別表の11

注５　介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は、算定しない。

６．特別地域加算など

［支給限度額管理の範囲外］

特別地域(介護予防)福祉用具貸与加算 ［要届出］	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度）

◎特別地域に所在する事業所からのサービス提供について、提供を開始する月に算定できる。

【参考】特別地域加算等の対象イメージ（具体的な対象地域は、県ホームページに掲載）

①離島振興対策実施地域
②振興山村
③豪雪地帯･特別豪雪地帯
④辺地
⑤半島地域
⑥特定農山村地域
⑦過疎地域

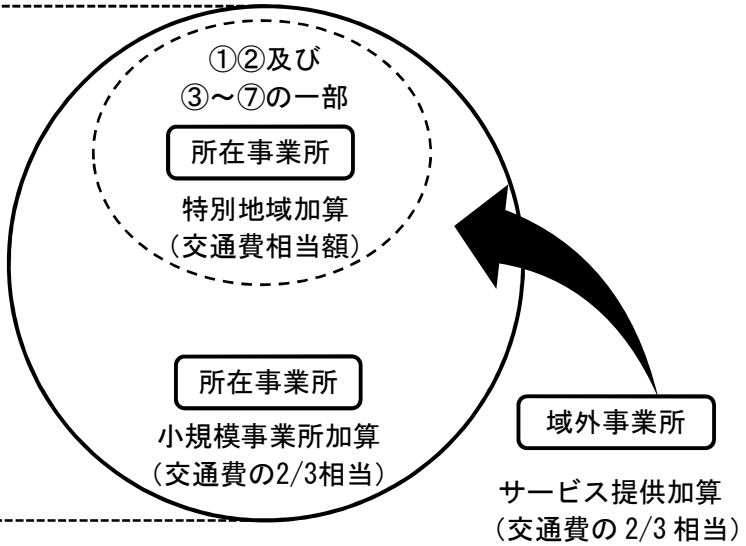

（注）いずれも福祉用具貸与を開始する月に算定

＜交通費の算出方法（共通）＞
○最も経済的な通常の経路及び方法（航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級）による交通費とすることを基本
○実費（空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎
○複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出

＜交通費の価格体系の設定等（共通）＞
○交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくこと
○運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明すること
○当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存すること

〔福祉用具貸与〕介護予防福祉用具貸与も同様

算定基準告示　…H12厚生省告示第19号別表の11

注１　搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス基準第194条第１項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第200条第５号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員１名の往復の交通費を合算したものをいう。以下同じ。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

※厚生労働大臣が定める地域［H12告示24号］（略記・本県関係分のみ掲載）

・離島振興対策実施地域（離島振興法第２条第１項）
・振興山村（山村振興法第７条第１項）
・豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法第２条第１項）及び特別豪雪地帯（同条第２項）、辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第２条第１項）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項）その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、指定居宅サービス等の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの［H12告示59号］

留意事項通知　…H12老企第36号第二９

（１）　事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱いは、以下のとおりである。

①　交通費の算出方法について

注１から注３までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法（航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級）による交通費とすることを基本として、実費（空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

②　交通費の価格体系の設定等について

指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとする。なお、指定福祉用具貸与事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。

③　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について

複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の100分の100に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該100分の100に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。

［支給限度額管理の範囲外］

中山間地域等における小規模事業所加算 ［要届出］	交通費に相当する額の２／３に相当する額を事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の２／３を限度）

◎中山間地域等（特別地域加算の対象地域を除く）に所在する小規模事業所からのサービス提供（利用者への事前説明と同意が必要）について、提供を開始する月に算定できる。

指定福祉用具貸与事業所	１月当たりの実利用者数が15人以下
指定介護予防福祉用具貸与事業所	１月当たりの実利用者数が５人以下

※実利用者数は前年度（３月を除く）の１月当たりの実利用者数（毎年度末に要確認）

※前年度の実績が６月に満たない事業所については、直近の３月における１月当たりの平均実利用者数（平均実利用者数については、毎月ごとに記録し、所定の人数を上回った場合については、直ちに加算廃止の届出を提出すること）

〔福祉用具貸与〕介護予防福祉用具貸与も同様（15人以下→５人以下）

算定基準告示　…H12厚生省告示第19号別表の11

注２　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の２に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の３分の２に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

※厚生労働大臣が定める地域［H21告示83号・一］（略記）

下記のうち特別地域加算の対象地域を除く地域

- 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法第２条第１項）及び特別豪雪地帯（同条第２項）
- 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第２条第１項）
- 半島振興対策実施地域（半島振興法第２条第１項）
- 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第２条第１項)
- 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項）

※厚生労働大臣が定める施設基準［H27告示96号・二十五］

１月当たりの実利用者数が15人以下の指定福祉用具貸与事業所であること。

※厚生労働大臣が定める施設基準［H27告示96号・八十三］

１月当たりの実利用者数が５人以下の指定介護予防福祉用具貸与事業所であること。

留意事項通知　…H12老企第36号第二９

（１）　事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱いは、以下のとおりである。

①②<前述>

④　注２に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について

複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の３分の２に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該３分の２に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。

なお、実利用者数とは前年度（３月を除く。）の１月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の３月における１月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第１の５の届出を提出しなければならない。また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。

備考：H21改正新設

［支給限度額管理の範囲外］

中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	交通費に相当する額の１／３に相当する額を事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の１／３を限度）

◎中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合、提供を開始する月に算定できる。

◎この加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は徴収できない。

〔福祉用具貸与〕介護予防福祉用具貸与も同様

算定基準告示　…H12厚生省告示第19号別表の12

注３　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の１に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の３分の１に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

※厚生労働大臣が定める地域［H21告示83号・二］（略記・本県関係分のみ掲載）

- 離島振興対策実施地域（離島振興法第２条第１項）
- 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法第２条第１項）及び特別豪雪地帯（同条第２項）
- 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第２条第１項）
- 振興山村（山村振興法第７条第１項）
- 半島振興対策実施地域（半島振興法第２条第１項）
- 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第２条第１項)
- 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項）

留意事項通知　…H12老企第36号第二９

（１）　事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱いは、以下のとおりである。

①②<前述>

⑤　注３に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について

　複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の３分の１に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該３分の１に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。なお、当該加算を算定する利用者については、指定居宅サービス基準第197条第３項第１号に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

備考：H21改正新設

７．福祉用具の種目　（１）福祉用具貸与：１３品目

（H11告示93号＝貸与告示、H12老企34号から）

１	車いす
	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

貸与告示第１項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

２	車いす付属品
	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

貸与告示第２項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

①クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

②電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

３	特殊寝台
	サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 一　背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 二　床板の高さが無段階に調整できる機能

貸与告示第３項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

４	特殊寝台付属品
	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

貸与告示第４項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

①サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

②マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第３項第７号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

５　床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。
一　送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
二　水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

貸与告示第５項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

６　体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

貸与告示第６項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

H21改正等に伴う実施上の留意事項（H21老振発第0410001号）〈抄〉

今般、解釈通知の改正により、仰臥位から座位への体位の変換を行えるものを給付対象に含めることとしたものである。ただし、安全性の確保のため、転落等が予想されるベッド上での使用や、当該福祉用具が設計上想定しない場面での使用は行わない等の留意が必要である。

７　手すり

取付けに際し工事を伴わないものに限る。

貸与告示第７項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、上記４（特殊寝台付属品）の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

8	スロープ
	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

貸与告示第８項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

9	歩行器
	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 一　車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 二　四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

貸与告示第９項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。

ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。

また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。

10	歩行補助つえ
	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11	認知症老人徘徊感知機器
	介護保険法第５条の２に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

H21改正等に伴う実施上の留意事項（H21老振発第0410001号）〈抄〉

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」については、解釈通知において、「屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときに家族、隣人等へ通報するもの」を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」ものについても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。

12 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、住宅の改修を伴うものは除かれる。

①床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

②固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの(エレベータ及び階段昇降機は除く。)。

H21改正等に伴う実施上の留意事項（H21老振発第0410001号）〈抄〉

階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意しなければならないこと及び使用にあたっては主に利用者の家族､訪問介護員等（以下｢利用者の家族等｣という。）によって操作されることが想定されるため、利用者の家族等によって安全に使用されなければならないことから、階段移動用リフトを指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与(以下｢指定福祉用具貸与等｣という。)として提供する場合には、次に掲げる手続き等を経ること。

(1) 指定福祉用具貸与等の提供を行おうとする福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること。

(2) 福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じて、利用者の家族等に対し、利用者の家族等の心身の状況及びその置かれている環境に照らして、階段移動用リフトの適切な使用のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていること。

(3) 福祉用具専門相談員は、介護支援専門員又は担当職員（以下｢介護支援専門員等｣という。）が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下｢居宅サービス計画等｣という。）に指定福祉用具貸与等として階段移動用リフトを位置付ける場合にあっては、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してその要否を判断し、責任をもって提供を行うこと。

(4) 指定福祉用具貸与事業所等は、階段移動用リフトの見やすい場所に使用に当たっての留意事項等を掲示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情報の提供を行うこと。

なお、車いすに装着等することにより一体的に使用するもので、車いす付属品として同様の機能を有するものについても、安全性の確保について同様に留意する必要がある。

13	自動排泄処理装置
	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）。

貸与告示第13項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

７．福祉用具の種目　（２）特定福祉用具販売：５品目

（H11告示94号＝購入告示、H12老企34号から）

１　腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）

②洋式便器の上に置いて高さを補うもの

③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの

④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。

但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

２　自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

３　入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

①入浴用椅子　…座面の高さが概ね３５センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

②浴槽用手すり　…浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③浴槽内椅子　…浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④入浴台　…浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤浴室内すのこ　…浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥浴槽内すのこ　…浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦入浴用介助ベルト　…居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

4	簡易浴槽
	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。）であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。

5	移動用リフトのつり具の部分
	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

７．福祉用具の種目　（３）複合的機能を有する福祉用具の取扱い

二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。

② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。

③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

参考：住宅改修

（H11告示95号＝住宅改修告示、H12老企34号から）

１ 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第７項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

２ 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第８項に掲げる「スロープ」又は購入告示第３項第５号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

３ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

４ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

５ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第１項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

６ その他１から５の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

それぞれ以下のものが考えられる。

①手すりの取付け	手すりの取付けのための壁の下地補強
②段差の解消	浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
③床又は通路面の材料の変更	床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
④扉の取替え	扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
⑤便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

８．介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算届）

（１）提出期限・提出先

◎体制等の届出については、加算等を算定する前月の１５日までに提出すること。（１６日以降に提出された場合は、翌々月から算定）

◎加算廃止の場合は、直ちに提出すること。（加算は基準に該当しなくなったときから、算定不可）

◎体制等の届出先は、指定申請等の提出先と同じである。（「Ｃ　指定手続等」を参照）

（２）提出書類

◎体制等の届出に当たっては、下記の書類を提出すること。

サービス	様　　式
共通	◎介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）
福祉用具貸与	◎介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）
介護予防福祉用具貸与	◎介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－２）

◎上記「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載の届出事項に応じて、下記の書類を添付して提出すること。

届出の項目	本文参照	添　付　書　類
特別地域加算	P69	不要（※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要）
中山間地等における小規模事業所加算	P71	○中山間地域等事業所 事業所規模算出表（参考様式） ※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要

（別紙２）

受付番号	

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

平成　　年　　月　　日

島根県知事　様

所在地
名　称　　印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号	

届出者	フリガナ 名　　称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　　ー　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別		法人所管庁		
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	（郵便番号　　ー　　） 県　　郡市			
事業所・施設の状況	主たる事業所・施設の所在地	（郵便番号　　ー　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	（郵便番号　　ー　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	管理者の氏名				
	管理者の住所	（郵便番号　　ー　　） 県　　郡市			

届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分	異動(予定)年月日	異動項目（※変更の場合）
	指定居宅サービス	訪問介護			１新規　２変更　３終了		
		訪問入浴介護			１新規　２変更　３終了		
		訪問看護			１新規　２変更　３終了		
		訪問リハビリテーション			１新規　２変更　３終了		
		居宅療養管理指導			１新規　２変更　３終了		
		通所介護			１新規　２変更　３終了		
		療養通所介護			１新規　２変更　３終了		
		通所リハビリテーション			１新規　２変更　３終了		
		短期入所生活介護			１新規　２変更　３終了		
		短期入所療養介護			１新規　２変更　３終了		
		特定施設入居者生活介護			１新規　２変更　３終了		
		福祉用具貸与			１新規　２変更　３終了		
		介護予防訪問介護			１新規　２変更　３終了		
		介護予防訪問入浴介護			１新規　２変更　３終了		
		介護予防訪問看護			１新規　２変更　３終了		
		介護予防訪問リハビリテーション			１新規　２変更　３終了		
		介護予防居宅療養管理指導			１新規　２変更　３終了		
		介護予防通所介護			１新規　２変更　３終了		
		介護予防通所リハビリテーション			１新規　２変更　３終了		
		介護予防短期入所生活介護			１新規　２変更　３終了		
		介護予防短期入所療養介護			１新規　２変更　３終了		
		介護予防特定施設入居者生活介護			１新規　２変更　３終了		
		介護予防福祉用具貸与			１新規　２変更　３終了		
	居宅介護支援				１新規　２変更　３終了		
	施設	介護老人福祉施設			１新規　２変更　３終了		
		介護老人保健施設			１新規　２変更　３終了		
		介護療養型医療施設			１新規　２変更　３終了		

介護保険事業所番号		
医療機関コード等		

特記事項	変　更　前	変　更　後

関係書類	別添のとおり

備考1「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
2「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
6「異動項目」欄には、(別紙1，1－2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
7「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

［注］福祉用具貸与に係る参考抜粋　※介護予防福祉用具貸与は（別紙１－２）

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

記入担当者氏名		事業所名	
記入担当者電話番号		事業所番号	

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 8　5級地の２　4　6級地　9　6級地の２　⑤　その他	
17	福祉用具貸与			特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	

備考　１　事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。

＜以下略（留意事項は、本文を参照）＞

（参考様式）中山間地域等事業所　事業所規模算出表

サービス種類（　　）
事業所名　　（　　）
開設(再開)年月日　（平成　　年　　月　　日）
算出表対象年度　　（平成　　年度分）　加算算定年度（平成　　年度）

対　象　月		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	計	月平均
延訪問回数又は実利用者数	要介護（回・人）													
	要支援（回・人）													

備考　１　訪問介護・(介護予防)訪問入浴介護・(介護予防)訪問看護は、延訪問回数を記載してください。
　　２　介護予防訪問介護・(介護予防)福祉用具貸与・居宅介護支援は、実利用者数を記載してください。
　　３　居宅サービス・介護予防サービスのいずれか一方が小規模の事業所に該当しない場合、非該当のサービスは記載を省略できます。

C　届出手続等

〔申請・届出先〕

事業所の所在地		届　出　先
東部	松江市	松江市役所　監査指導課 〒690-8540　松江市末次町８６ TEL　０８５２－５５－５６８９ FAX　０８５２－５５－５５６６
	出雲市　奥出雲町 安来市　飯南町 雲南市　隠岐郡	島根県高齢者福祉課 〒690-8501　松江市殿町１２８　県庁東庁舎４階 TEL　０８５２－２２－５２３５ FAX　０８５２－２２－５２３８
西部	浜田市　邑智郡 益田市　鹿足郡 大田市 江津市	島根県地域福祉課石見スタッフ 〒697-0041　浜田市片庭町２５４　浜田合庁別館３階 TEL　０８５５－２９－５５８０ FAX　０８５５－２９－５５４７

※業務管理体制の届出は、別に定めるところによる。

〔様式掲載場所〕

◎所定の様式は、島根県高齢者福祉課ホームページ［介護保険（事業者の皆様へ)］に掲載
http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/

◎松江市については、松江市監査指導課ホームページ［各種様式］に掲載
http://www1.city.matsue.shimane.jp/jigyousha/hukushi/shidou/kaigo/zaitaku.html

注　意

・資格証が旧姓である場合などは、各種提出書類の記載内容と、添付してある「資格証の写し」が一致せず、定められた資格要件に合致しているか確認できませんので、各資格で定められた氏名等の変更手続きを適正に行ってください。
・訪問介護員研修修了証など、氏名等の変更手続きがないものについては、申請者(事業者)で、「資格者の写し」の書面に、その旨の奥書証明を行い、提出してください。

（記載例）□□□□は平成△年△月△日に■■□□に改姓

平成〇年〇月〇日

島根県〇〇市〇〇町〇番〇号
〇〇株式会社　代表取締役　〇〇〇〇［印］

１．指定申請

◎新規に指定を受ける場合は、事業開始予定日の１月前までに、指定申請を行うこと。（法第70条①・施行規則第124・125条、法第115条の2①・施行規則第140条の13・14）

	提出書類	留意事項
1	指定(許可)申請書 （様式第１号）	
2 3	付表１１ 付表１２	・(介護予防)福祉用具貸与事業所の場合 ・特定(介護予防)福祉用具販売事業所の場合
4	申請者(開設者)の定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等	・介護保険に関する事業を実施する旨の記載のある定款・寄付行為等及び登記簿謄本（条例にあっては、公報の写し） ※既存の定款等で、指定申請する事業が実施できるかどうか、事前に法人所轄庁に確認すること
5	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 （参考様式１）	＜次の書類を添付すること＞ 〇資格証の写し（全員） 〇職員の採用が分かる書類（雇用契約書等の写し） 〇雇用保険被保険者証の写し 〇組織図（法人の中での当該事業所の位置づけが分かるもの）
6	管理者経歴書 （参考様式２）	・指定予定日現在で当該職務に従事していることが分かるよう記載すること
7	事業所平面図 （参考様式３）	・事業所の平面図に各室の用途及び面積を記載すること ・当該事業の専用部分と他の共用部分を色分けする等により、使用関係を分かりやすく表示すること ・平面図の余白に備品等を記載するか、備品等一覧を添付すること ＜次の書類を添付すること＞ 〇事業所の外観及び内部（設備基準で義務づけられた設備・備品等）が分かる写真
8	福祉用具の保管及び消毒の方法 【福祉用具貸与】	＜次の書類を提出すること＞ 〇保管・消毒についての標準作業書 （保管・消毒業務を委託する場合は、委託契約書の写し）
9	運営規程	・居宅サービスと介護予防サービスの指定を併せて申請する場合は、それぞれのサービスについて記載すること
10	利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式６）	
11	当該申請に係る資産の状況	＜次の書類を提出すること＞ 〇資産の目録（貸借対照表等） 〇当該年度の事業計画書 〇当該年度の収支予算書 〇損害賠償発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書の写し等）
12	事業所位置図	
13	誓約書及び役員等名簿 （参考様式９－１）	・役員等名簿は管理者についても記載すること

◎申請書の提出に合わせて、必要に応じ下記の届出を提出すること。

■介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算届）…加算等がない場合は不要
■業務管理体制に係る届出書　…法人ごとの届出なので、既提出の場合は不要

２．指定更新申請

◎指定更新の場合は、指定期間満了日の１月前までに、指定更新申請を行うこと。（法第70条の2①・法第115条の11）

提出書類		留意事項
１	指定（許可）更新申請書 （様式第１号の２）	
２ ３	付表１１ 付表１２	・（介護予防）福祉用具貸与の場合 ・特定（介護予防）福祉用具販売の場合
４	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 （参考様式１）	＜次の書類を添付すること＞ 〇資格証の写し（全員）
５	誓約書及び役員等名簿 （参考様式９－１）	・役員等名簿は管理者についても記載すること

３．変更届

◎下表の事項に変更があった場合は、変更日から１０日以内に、変更届を提出すること。（法第75条①・施行規則第131条、法第115条の５・施行規則第140条の22）

◎運営規程中の「従業者の職種・員数及び職務の内容」に関する変更については、４月の配置状況を前年度４月の配置状況と比較し、増減がある場合に５月末までに届出を行うこと。

変更事項と添付提出書類の一覧表

変更届出書（様式第３号）の「変更があった事項」欄		①付表11	②付表12	③勤務形態一覧	④誓約書及び役員等	⑤事業所位置図	⑥定款・寄付行為等	⑦登記事項証明書等	⑧事業所平面図	⑨管理者経歴書	⑩運営規程	⑪標準作業書等
1	事業所の名称	○	○								○	
2	事業所の所在地	○	○			○			○		○	
3	法人の主たる事務所の所在地						○	○				
4	法人の代表者の氏名、生年月日及び住所				○			○				
5	定款・寄付行為及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）						○	○				
6	事業所の建物の構造、専用区画等	○	○						○			
8	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	○	○	○					○		
10	運営規程	○	○	△							○	
16	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）【福祉用具貸与】										○	○
18	法人の役員の氏名、生年月日及び住所				○							

○印：変更届出書（様式第３号）左欄の変更事項に応じて、添付が必要な書類等

△印：運営規程の変更内容が、人員・勤務形態に全く影響を及ぼさないものである場合は、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の添付は不要

提出書類		留意事項
○	変更届出書（様式第３号）	
① ②	付表１１ 付表１２	・(介護予防)福祉用具貸与の場合 ・特定(介護予防)福祉用具販売の場合
③	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式１）	※資格が必要な職員について、既提出分の一覧と異なる場合は、「資格証の写し」の添付が必要
④	誓約書及び役員等名簿（参考様式９－１）	・役員等名簿は管理者についても記載すること
⑤	事業所位置図	
⑥	定款・寄付行為等	
⑦	登記事項証明書等	
⑧	事業所平面図（参考様式３）	（指定申請と同様）
⑨	管理者経歴書（参考様式２）	（指定申請と同様）
⑩	運営規程	・新旧の変更箇所を明示したもの ※事業所の名称・所在地の変更などにより、運営規程の変更が必要になる場合もある
⑪	標準作業書等 【福祉用具貸与】	・保管・消毒についての標準作業書 （保管・消毒業務を委託する場合は、委託契約書の写し）

４．廃止・休止・再開の届出

◎事業を廃止・休止する場合は、廃止・休止日の１月前までに、廃止・休止の届出を行うこと。
（法第75条②・施行規則第131条④、法第115条の５②・施行規則第140条の22④）

提出書類	留意事項
廃止・休止届出書 （様式第４号）	

◎指定を受けた法人や開設者（申請者）が変更になる場合は、当該事業所は廃止の扱いとなるので、廃止の届出を行うほか、新たに指定申請の手続きを行うこと。

◎休止した事業を再開する場合は、再開日の１０日以内に、再開の届出を行うこと。（法第75条①・施行規則第131条③、法第115条の５①・施行規則第140条の22③）

	提出書類	留意事項
１	再開届出書 （様式第３号の２）	
２	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 （参考様式１）	＜次の書類を添付すること＞ 〇資格証の写し（全員）

★休止中の事業所は、指定更新ができず、指定期間満了日をもって廃止となるので、注意すること。

様式第１号（第２条関係）

受付番号	

指定居宅サービス事業所
指定介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所　　指定（許可）申請書
介護保険施設

年　　月　　日

島根県知事　様

住　所
申請者　（法人の所在地）
氏　名　　㊞
（法人名称及び代表者職・氏名）

介護保険法に規定する事業所（施設）に係る指定（許可）を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号	

申請者	フリガナ 名　　称						
	法人の主たる事務所の所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
	法人の種別			法人所管庁			
	代表者の職・氏名及び生年月日	フリガナ 職　　名		フリガナ 氏　　名		生年月日	
	代表者の住所	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）					
指定（許可）を受けようとする事業所・施設の種類	フリガナ 事業所等の名称						
	事業所等の所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）					

同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定（許可）申請をする事業等の事業開始予定年月日	既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日	様　式
指定居宅サービス	訪問介護				付表１
	訪問入浴介護				付表２
	訪問看護				付表３
	訪問リハビリテーション				付表４
	居宅療養管理指導				付表５
	通所介護				付表６
	通所リハビリテーション				付表７
	短期入所生活介護				付表８
	短期入所療養介護				付表９
	特定施設入居者生活介護				付表10
	福祉用具貸与				付表11
	特定福祉用具販売				付表12
居宅介護支援					付表13
施設	介護老人福祉施設				付表14
	介護老人保健施設				付表15
	介護療養型医療施設				付表16
指定介護予防サービス	介護予防訪問介護				付表１
	介護予防訪問入浴介護				付表２
	介護予防訪問看護				付表３
	介護予防訪問リハビリテーション				付表４
	介護予防居宅療養管理指導				付表５
	介護予防通所介護				付表６
	介護予防通所リハビリテーション				付表７
	介護予防短期入所生活介護				付表８
	介護予防短期入所療養介護				付表９
	介護予防特定施設入居者生活介護				付表10
	介護予防福祉用具貸与				付表11
	特定介護予防福祉用具販売				付表12

介護保険事業所番号		（既に指定又は許可を受けている場合）
医療機関コード等		

記入担当者名		電話番号	

備考　1　「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄は、記載しないでください。

2　「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、株式会社等の別を記入してください。

3　「代表者の職・氏名」及び「代表者の住所」欄は、申請者が法人である場合に記載してください。

4　「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

5　「実施事業」欄は、今回申請する事業又は施設に該当する欄には「◎」、既に指定等を受けている事業又は施設に該当する欄には「○」を記載してください。なお、今回の申請に伴って、介護保険法第72条第１項の規定により、指定があったものとみなされる事業については、該当欄に「みなし」と記載してください。

6　「指定(許可)申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始（開設）予定年月日を記載してください。

7　「既に指定等を受けている事業等」欄は、介護保険法に基づく指定事業者又は介護保険施設として指定(許可)された年月日（介護保険法施行法第４条、第５条、第７条及び第８条の規定により指定(許可)があったものとみなされた事業については、「12．4．1」）を記載してください。

8　「介護保険事業者番号」欄は、既に指定等を受けている場合に記載してください。

9　保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コードが付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

10　既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、介護予防サービス事業者の指定を受ける場合においては、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」及び「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、介護給付のサービス事業者の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

様式第１号の２（第２条の２関係）

受付番号	

指定居宅サービス事業所
指定介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所　　指定（許可）更新申請書
介護保険施設

年　　月　　日

島根県知事　様

住　所
申請者　（法人の所在地）
氏　名　　㊞
（法人名称及び代表者職・氏名）

介護保険法に規定する事業所（施設）に係る指定（許可）の更新を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号	

申請者	フリガナ 名　　称					
	法人の主たる事務所の所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種別		法人所管庁			
	代表者の職・氏名及び生年月日	フリガナ 職　　名		フリガナ 氏　　名		生年月日
	代表者の住所	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）				

指定（許可）更新を受けようとする事業所・施設の種類		事業等の種類	実施事業	既に指定等を受けている事業等の 指定（許可）年月日	既に指定等を受けている事業等の 有効期間満了日	様　式
		フリガナ 事業所等の名称				
		事業所等の所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）			
	指定居宅サービス	訪問介護				付表１
		訪問入浴介護				付表２
		訪問看護				付表３
		訪問リハビリテーション				付表４
		居宅療養管理指導				付表５
		通所介護				付表６
		通所リハビリテーション				付表７
		短期入所生活介護				付表８
		短期入所療養介護				付表９
		特定施設入居者生活介護				付表10
		福祉用具貸与				付表11
		特定福祉用具販売				付表12
	居宅介護支援					付表13
	施設	介護老人福祉施設				付表14
		介護老人保健施設				付表15
		介護療養型医療施設				付表16
	指定介護予防サービス	介護予防訪問介護				付表１
		介護予防訪問入浴介護				付表２
		介護予防訪問看護				付表３
		介護予防訪問リハビリテーション				付表４
		介護予防居宅療養管理指導				付表５
		介護予防通所介護				付表６
		介護予防通所リハビリテーション				付表７
		介護予防短期入所生活介護				付表８
		介護予防短期入所療養介護				付表９
		介護予防特定施設入居者生活介護				付表10
		介護予防福祉用具貸与				付表11
		特定介護予防福祉用具販売				付表12

介護保険事業所番号		（既に指定又は許可を受けている事業所番号）
医療機関コード等		

記入担当者名		電話番号	

備考　1　「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄は、記載しないでください。

2　「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記入してください。

3　「代表者の職・氏名及び生年月日」及び「代表者の住所」欄は、申請者が法人である場合に記載してください。

4　「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

5　「実施事業」欄は、今回更新申請する事業又は施設の欄に「○」を記載してください。

6　「既に指定等を受けている事業等の指定(許可)年月日」欄は、介護保険法に基づく指定事業者又は介護保険施設として指定(許可)された年月日を記載してください。

7　「既に受けている指定の有効期間満了日」欄は、介護保険法に基づく指定又は許可の有効期間の満了年月日を記載してください。

8　「介護保険事業者番号」欄は、既に指定等を受けている事業所番号を記載してください。

9　保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コードが付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

10　事業所ごとサービス種類ごとに作成し、提出してください。

様式第３号（第４条関係）

変　更　届　出　書

年　　月　　日

島根県知事　様

住　所
事業者（開設者）　（法人の所在地）
氏　名　　印
（法人名称及び代表者職・氏名）

次のとおり指定（許可）に係る事項を変更したので届け出ます。

介護保険事業所番号										

指定内容を変更した事業所（施設）		名　称
		所在地
サ　ー　ビ　ス　の　種　類		
変　更　が　あ　っ　た　事　項		変　更　の　内　容
1	事業所（施設）の名称	（変更前）
2	事業所（施設）の所在地	
3	主たる事務所の所在地	
4	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所	
5	定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	
9	サービス提供責任者の氏名及び住所	
10	運営規程	
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	
12	事業所の種別	
13	提供する居宅療養管理指導の種類	（変更後）
14	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別）	
15	入院患者又は入所者の定員	
16	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）	
17	併設施設の状況等	
18	役員の氏名、生年月日及び住所	
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変　更　年　月　日		平成　　年　　月　　日

備考　１　「変更事項」欄は、該当する項目番号に「○」を付してください。
　　２　変更内容が確認できる書類を添付してください。

様式第３号の２（第４条関係）

再　開　届　出　書

年　　月　　日

島根県知事　様

住　所
事業者（開設者）　（法人の所在地）
氏　名　　印
（法人名称及び代表者職・氏名）

次のとおり事業（施設）を再開したので届け出ます。

	介護保険事業所番号										
事業等の種別											
再開した事業所（施設）	名称 所在地										
再開した年月日	年　　月　　日										

備考　介護保険法施行規則に規定する当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第４号（第４条関係）

廃止・休止届出書

年　　月　　日

島根県知事　様

住　所
事業者（開設者）　（法人の所在地）
氏　名　　印
（法人名称及び代表者職・氏名）

次のとおり事業（施設）を廃止（休止）するので届け出ます。

	介護保険事業所番号
事業等の種別	
廃止（休止）する事業所（施設）	名称 所在地
廃止・休止の別	廃止　・　休止
廃止・休止する年月日	年　　月　　日
廃止・休止する理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日～　　年　　月　　日

備考　廃止又は休止する日の１月前までに届け出てください。

付表11　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所の指定に係る記載事項

受付番号	

事業所	フリガナ				
	名　　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）			
	連絡先	電 話 番 号		ＦＡＸ番号	
		メールアドレス			
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文		第　　条 第　　項 第　　号			
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏　　名				
	生年月日				
	当該事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合のみ記入）	名　　称			
		兼務する職種及び勤務時間等			

従業者の職種・員数	専門相談員	
	専　従	兼　務
常　勤（人）		
非常勤（人）		
常勤換算後の人数（人）		
基準上の必要人数（人）		
適合の可否		

主な掲示事項	営業日		
	営業時間		
	取扱種目		
	利用料	法定代理受領分（一割負担分）	
		法定代理受領分以外	
	その他の費用		
	通常の事業実施地域		
添付書類		別添のとおり	

備考 1　「受付番号」、「基準上の必要人員」及び「適合の可否」欄は、記載しないでください。

2　「当該事業所で兼務する他の職種」及び「同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務」欄は、管理者が兼務する場合に記載してください。

3　「主な掲示事項」欄については、この欄の記載に代えて、別に資料を添付して差し支えありません。

4　記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

付表12　特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所の指定に係る記載事項

受付番号	

事業所	フリガナ				
	名　　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）			
	連絡先	電 話 番 号		ＦＡＸ番号	
		メールアドレス			
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文		第　　条 第　　項 第　　号			
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏　　名				
	生年月日				
	当該事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合のみ記入）	名　　称			
		兼務する職種及び勤務時間等			

従業者の職種・員数	専門相談員	
	専　従	兼　務
常　勤（人）		
非常勤（人）		
常勤換算後の人数（人）		
基準上の必要人数（人）		
適合の可否		

主な掲示事項	営業日	
	営業時間	
	取扱種目	
	販売費用の額	
	その他の費用	
	通常の事業実施地域	
添付書類		別添のとおり

備考　1　「受付番号」、「基準上の必要人員」及び「適合の可否」欄は、記載しないでください。

2　「当該事業所で兼務する他の職種」及び「同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務」欄は、管理者が兼務する場合に記載してください。

3　「主な掲示事項」欄については、この欄の記載に代えて、別に資料を添付して差し支えありません。

4　当該指定居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

5　記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

（参考様式１）

受付番号	

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　　（　　年　　月分）　　サービスの種類（　　）

事業者名　　（　　）

職種	勤務形態	氏名	週	第１週							第２週							第３週							第４週							４週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	資格
			日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
			＊																															

添付書類１　資格を証明するものの写し

　　２　当該事業所・施設に係る組織体系図

備考１　＊欄には、当該月の曜日を記入してください。

２　申請する事業に係る従業員全員（管理者を含む）について、４週間分の勤務すべき時間数を記入してください。夜勤、準夜勤については、網かけをする等その旨を表示してください。

３　職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのＡの小計と、Ｂ～Ｄまでを加えた数の小計の行を挿入してください。

勤務形態の区分　Ａ：常勤で専従　Ｂ：常勤で兼務　Ｃ：常勤以外で専従　Ｄ：常勤以外で兼務

４　常勤換算が必要なものについては、Ａ～Ｄの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。

５　サービス提供が単位（共同生活居住を含む。）ごとに行われるサービス種類の場合は、各単位ごとに区分して記入してください。

６　算出にあたっては、小数点以下第２位を切り捨ててください。

７　各事業所・施設において使用している勤務割表等（既に事業を実施しているときは直近月の実績）により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

（参考様式１）【記載例・常勤換算の算出方法】

受付番号	

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　（　２４年　４月分）

サービスの種類（　(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売　）

事業者名　（　○○○○○○福祉用具レンタル　）

職種	勤務形態	氏名	週	第１週							第２週							第３週							第４週							４週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	資格
			日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
			＊	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
管理者兼福祉用具専門相談員	B	あ			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		①160	②40		講習修了者
福祉用具専門相談員	A	い			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		160	40		講習修了者
〃	D	う			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		80	20		ヘルパー１級
〃	C	え			8		8					8		8					8		8					8		8				64	16		作業療法士
福祉用具専門相談員計																															464	③116	④2.9	

Ａ：常勤で専従　Ｂ：常勤で兼務　Ｃ：常勤以外で専従　Ｄ：常勤以外で兼務

常勤換算方法による人数の計算方法

〔福祉用具専門相談員〕

① ４週間の勤務時間の算出（個別）

② 週平均の勤務時間の算出（①÷４）端数処理なし

③ 週平均の勤務時間を合計（②の計）

④ 常勤換算後の人数の算出（③１１６÷４０時間＝２．９）小数点以下第２位を切り捨て

（注）常勤職員の週の勤務時間が４０時間の事業所の場合

（参考例）

組織体制図

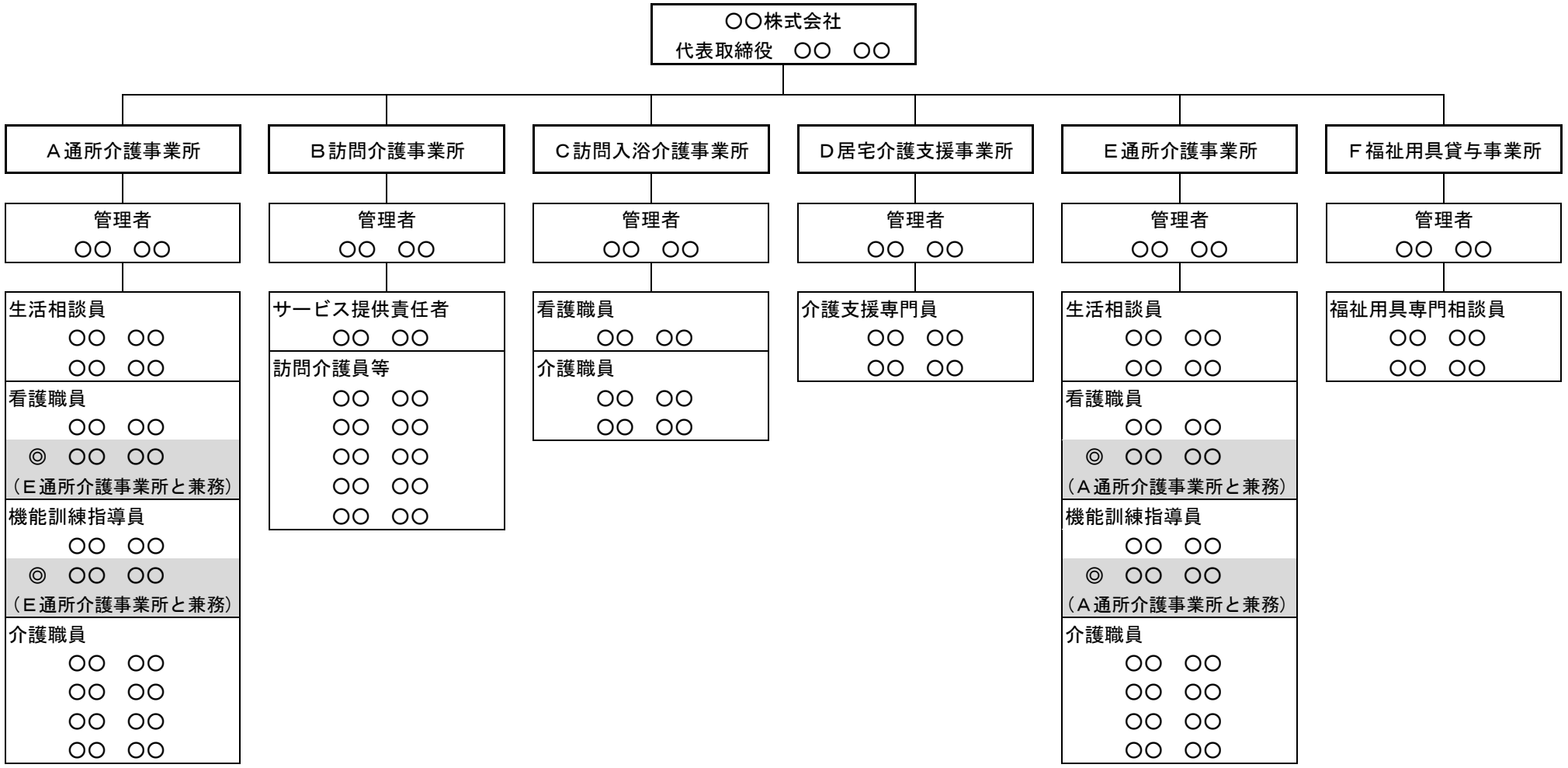

◎印：兼務がある者

（参考様式２）

○○○経歴書

事業所の名称			
フリガナ		生年月日	年　月　日
氏　名			
住　所	（郵便番号　　－　　）		
電話番号			

主　な　職　歴　等

年　月 ～ 年　月	勤　務　先　等	職　務　内　容

職務に関連する資格

資格の種類	資格取得年月

備　考（研修等の受講の状況等）

備考１　「○○○」には、「管理者」、「サービス提供責任者」又は「経験看護婦等」と記入してください。

２　住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。

３　当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事業所又は施設名」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

（参考様式３）　事業所（施設）の平面図

事業所・施設の名称	

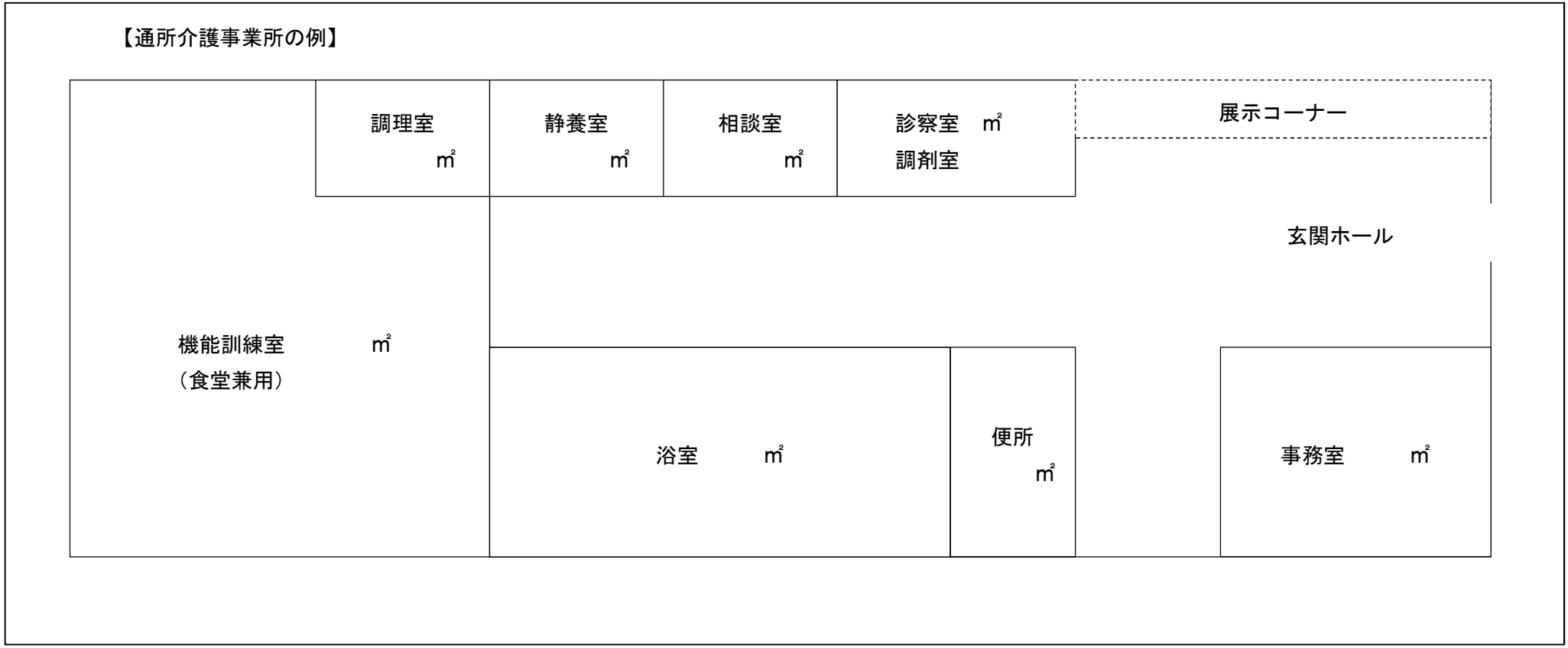

備考１　施設部分の用途や面積が分かるものを提出すること。

　　２　当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

（参考様式６）

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	

措　置　の　概　要
１　利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
２　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
３　苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入）
４　その他参考事項

備考　上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

（参考様式９－１（居宅サービス・介護予防サービス事業所用））

介護保険法第７０条第２項各号・介護保険法第１１５条の２第２項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年　　月　　日

島根県知事　　殿

申請者　　住所

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。（但し、申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が法人である場合は、その役員等が下記の第４号から第６号まで又は第７号から第９号までに該当しないこと又は申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が法人でない事業所である場合は、その管理者が下記の第４号から第６号まで又は第７号から第９号までに該当しないことを、また、申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が法人である場合は、その役員等が下記の第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までに該当しないこと又は申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が法人でない事業所である場合は、その管理者が下記の第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までに該当しないことを誓約します。）

記

（介護保険法第第７０条（第１１５条の２）第２項）

１　申請者が都道府県の条例で定める者〔法人〕でないとき。

２　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第７４条（第１１５条の４）第１項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

３　申請者が、第７４条第２項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準〔都道府県の条例〕に従って適正な居宅サービス事業の運営（第１１５条の４第２項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準〔都道府県の条例〕に従って適正な介護予防サービス事業の運営）をすることができないと認められるとき。

４　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の２　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

５の３　申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第７８条の２第４項第５号の３、第９４条第３項第５号の３、第１１５条の２第２項第５号の３、第１１５条の１２第２項第５号の３及び第２０３条第２項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第７８条の２第４項第５号の３、第９４条第３項第５号の３、第１１５条の２第２項第５号の３及び第１１５条の１２第２項第５号の３において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

６　申請者（特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）に係る指定の申請者を除く。）が、第７７条（第１１５条の９）第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第５節及び第２０３条第２項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者（指定介護予防サービス事業者）の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）による業務管理体制の整備に

ついての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の２　申請者（特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）に係る指定の申請者に限る。）が、第７７条（第１１５条の９）第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定（特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

６の３　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第７７条（第１１５条の９）第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

７　申請者が、第７７条（第１１５条の９）第１項又は第１１５条の３５第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７５条（第１１５条の５）第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

７の２　申請者が、第７６条（第１１５条の７）第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第７７条（第１１５条の９）第１項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第７５条（第１１５条の５）第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

８　第７号に規定する期間内に第７５条（第１１５条の５）第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

９　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

１０　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第６号まで又は第７号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

１０の２　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

１１　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第６号まで又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

１２　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるとき。

役　員　等　名　簿

(ふりがな) 氏　　名	生 年 月 日 役職名・呼称	住　　所

※当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。

この様式で記入しきれない場合は、複写して使用してください。